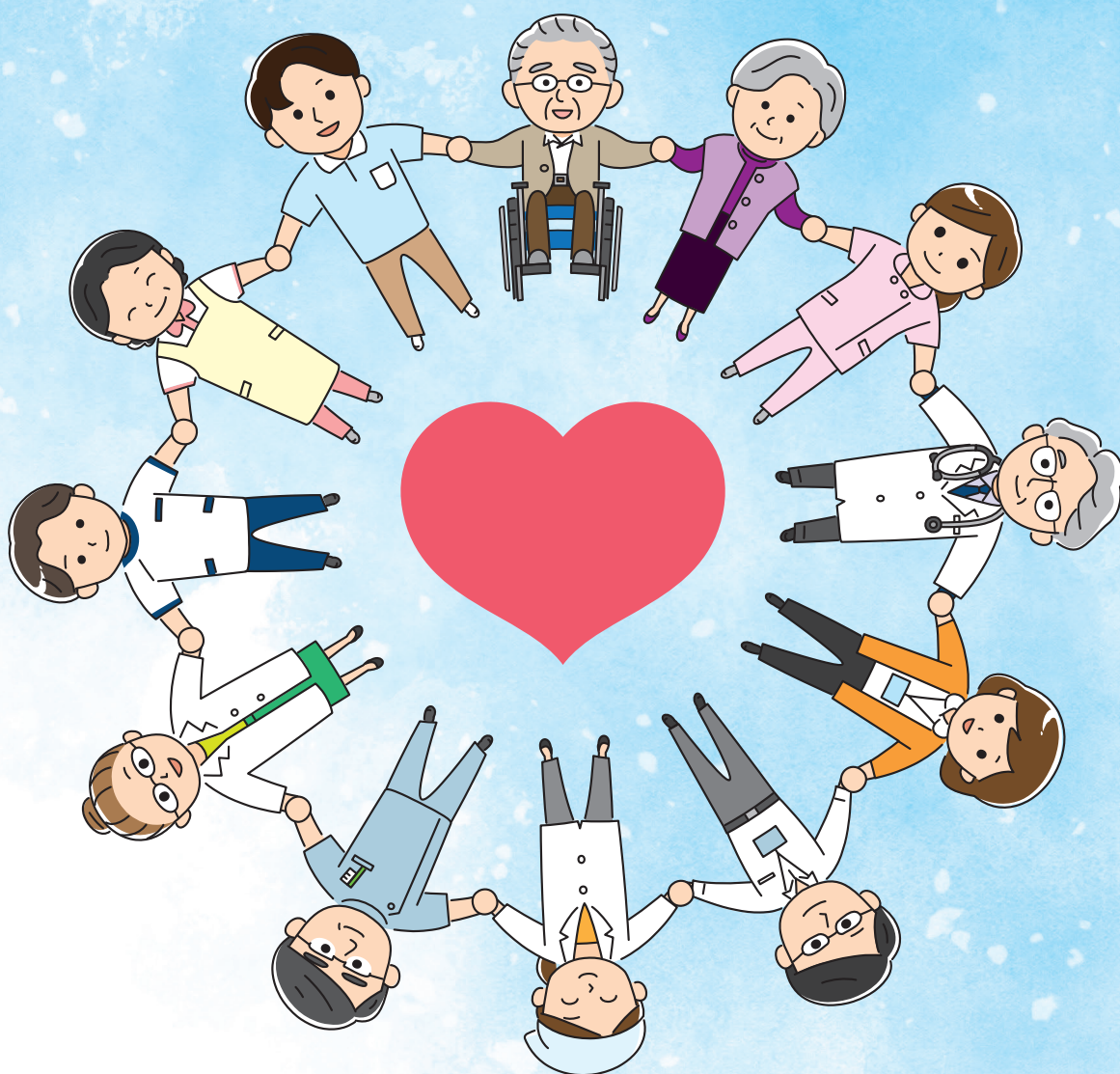


# 府中市第7期障害福祉計画 府中市第3期障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月  
広島県 府中市



## はじめに



府中市では、令和2年度から5年間を計画期間とする「府中市障害者福祉計画」において、「共生と自己実現」を基本理念として掲げ、障害のある人の個性を尊重し、その能力を活かした活動に参加し、地域住民と共に支え合う社会の実現を目指してまいりました。

また、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための一体的な計画として、3年間を計画期間とする「府中市第6期障害福祉計画」「府中市第2期障害児福祉計画」を策定し、相談支援体制の充実、発達障害のある人への支援体制の整備、障害のある人の社会参加の促進等を行ってまいりました。

国においては、令和6年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」が見直され、地域共生社会の実現に向けた取組、障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、医療的ケア児等に対する支援体制の充実等の点に配慮して、計画を作成することが必要であるとされました。

今回策定した「府中市第7期障害福祉計画」「府中市第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度の成果目標を掲げて、障害福祉サービスや障害児通所支援等の質や量の確保、地域で支えあう仕組みづくりなど、障害のある人や児童が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な施策を積極的に取り組むこととしております。

本計画の推進にあたっては、行政をはじめ、障害のある方々、障害福祉に携わっている方々、市民の皆様が共に取り組んでいく必要があります。より一層の障害福祉の充実を目指してまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、各種調査で貴重なご意見を賜りました市民の皆様、また慎重なご審議をいただきました「府中市自立支援協議会」委員の皆様をはじめ、関係各団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

府中市長 小野 申 人

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 障害福祉に関する法整備等の動向 .....	2
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定方法 .....	6
第2章 市の障害のある人を取り巻く現状 .....	8
1 統計データからみる障害のある人の現状 .....	8
2 アンケート調査からみる市の障害福祉の現状 .....	17
3 今後の府中市の障害福祉に関する重点課題 .....	31
第3章 計画の基本的な方向 .....	33
1 基本理念 .....	33
2 国の基本指針 .....	34
3 重点的な取組 .....	35
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画 .....	41
1 障害福祉サービスの構成 .....	41
2 国の基本指針に基づく目標値の設定 .....	42
3 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策 .....	50
4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保方策 .....	60
5 障害児を支援するサービス等の必要量の見込みと確保方策 .....	68
第5章 計画の推進体制 .....	74
1 計画の推進体制 .....	75
2 計画の管理・評価 .....	75
参考資料 .....	76
1 計画策定経過 .....	76
2 語句解説集 .....	77

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

国では、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる集いに参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを基本理念として、計画を推進しています。

また、障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮等を定めた「障害者差別解消法」（平成28年）や「改正障害者雇用促進法」（平成28年）、障害のある人の尊厳を守る「障害者虐待防止法」（平成24年）、情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年）等、障害のある人に関わる様々な法律の改正、施行を進めています。

そして、障害のある人が地域で生活する支援として「障害者総合支援法」の改正（平成30年）や、障害のある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成30年）を行い、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の充実を図っています。

府中市（以下、「本市」という）では、令和2年3月に策定した「府中市障害者福祉計画」の方向性に基づき、令和3年に「府中市第6期障害福祉計画」及び「府中市第2期障害児福祉計画」（以下、「前回計画」という）を策定し、障害のある人が地域で自立し、自らの意思決定に基づき生活できるように、困難を解消するための多様な支援を提供できる体制を整えていくことを基本として、目標値の設定や計画期間における各年度のサービス量の見込みを定め、障害のある人等が必要とする支援の提供を進めてきました。

この両計画の計画期間が令和6年3月に終了することから、新たな「府中市第7期障害福祉計画」及び「府中市第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）について、前計画の進捗状況やアンケート調査結果等を検証し、国や県の動向をふまえ策定しました。

## 2 障害福祉に関する法整備等の動向

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には障害者権利条約が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障害のある人に関する法律や制度は近年、変化しています。こうした制度や社会情勢等の変化に対応しつつ、本計画の実現を目指すため、関係団体や事業者などとのきめ細かな連携を図っていく必要があります。

### ●障害福祉に関する関連法の概要と新たな改正ポイント

関連法	概要及び新たな改正ポイント
障害者基本法	障害のある人に対する施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とする法律。 令和4年に、障害のある人の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化等を図るよう改正されました。
児童福祉法	児童の福祉に関する基本原則を定めた法律。同法改正により、平成30年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。
障害者虐待防止法	平成24年に施行された、障害のある人に対する虐待を防止し、その権利や尊厳を守ることにより、障害のある人の自立及び社会参加を促すことを目的とした法律。
障害者雇用促進法	障害のある人の雇用の促進を図ることを目的とした法律。平成28年の改正により、障害のある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示されました。以後、法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられます。
障害者差別解消法	平成28年に施行された、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

関連法	概要及び新たな改正ポイント
<b>障害者優先調達推進法</b>	平成 25 年に施行された、障害者就労施設で就労する障害のある人や、在宅で就業する障害のある人の経済的な自立に向けて、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。
<b>発達障害者支援法</b>	平成 17 年に施行された、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための法律。
<b>難病の患者に対する医療等に関する法律</b>	平成 27 年に施行された、難病の患者に対する医療等に関する法律。新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されました。
<b>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)</b>	法改正が平成 30 年に公布され、旅客施設、特定建設物、建築物特定施設などについて、高齢者や障害のある人等が移動等を円滑に行うための基準が定められました。
<b>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</b>	令和 4 年に施行された、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
<b>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</b>	平成 30 年に施行された、障害のある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律。
<b>読書バリアフリー法</b>	令和元年に施行された、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害によって読書が困難な障害のある人の読書環境の整備を自治体の責務とする法律。
<b>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律</b>	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年に成立しました。
<b>医療的ケア児支援法</b>	令和 3 年に施行された、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体として策定しています。

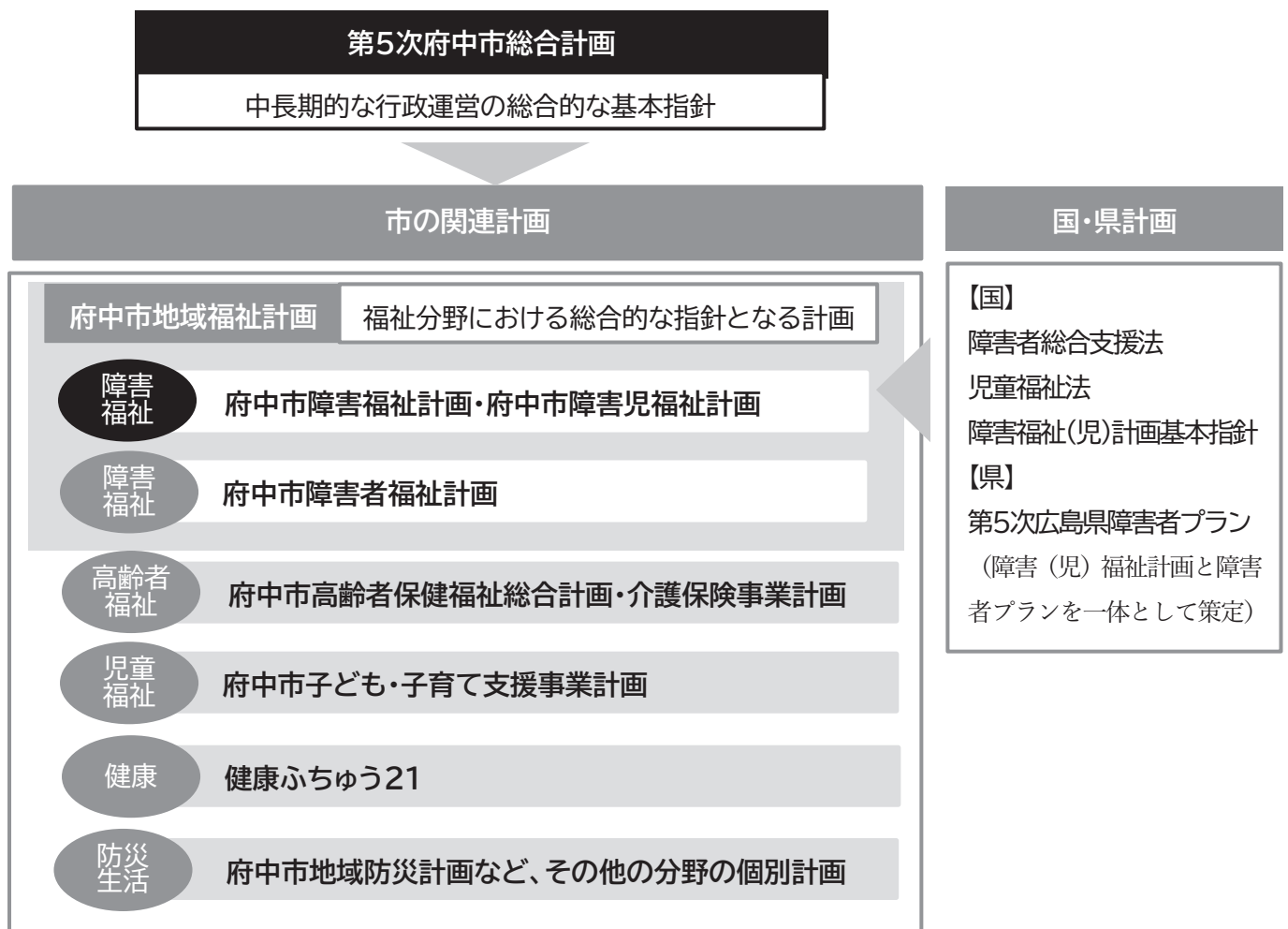
「府中市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画であり、国の基本方針に即して策定するものです。

なお、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年に公布され、市町村は、高齢、障害、子ども、生活困窮など制度別に設けられた各種支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業への取組が求められていることから、本計画とも連携、調和を図ります。

また、本計画は、「第5次府中市総合計画（令和2年度～令和11年度）」の個別計画として将来像「しあわせ実感！“力強さ”と“やさしさ”のある未来を創造するまち 府中市」の実現を目指し、他の関連する計画等との整合を図りながら推進するものです。

#### ■ 市の計画及び国・県の計画との関連性

##### 【市の計画及び国・県の計画との関連性】



## 4 計画の期間

---

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

### 【計画の期間】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
<b>府中市障害福祉計画</b>	第6期計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期計画 (令和9年度～令和11年度)		
<b>府中市障害児福祉計画</b>	第2期計画 (令和3年度～令和5年度)			第3期計画 (令和6年度～令和8年度)			第4期計画 (令和9年度～令和11年度)		

## 5 計画の策定方法

### (1) 府中市自立支援協議会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・福祉・就労等の各分野の代表で構成された府中市自立支援協議会において、施策や計画案を検討しました。

### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害のある人や市民、企業、障害福祉に係る団体・事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状や今後の意向、市民や企業の障害に対する理解、団体・事業所の活動状況を把握し、計画策定の基礎資料としました。

#### ① 障害のある人に対するアンケート調査

本計画の策定にあたり、障害のある方（及び家族）の障害福祉サービスや福祉に関する意識・意向を把握し、計画策定や計画推進に活用するため、市内在住の障害のある方を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内在住の障害のある方（2,000名を無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収（調査票記載のインターネットでの回答を含む）
調査期間	令和5年8月～9月
回収数（率）	724件（回収率36.2%）

#### ② 市民へのアンケート調査

市の障害福祉について、市民の障害のある人の意識や障害のある人との共生のまちづくりについての意向を把握し、計画策定や計画推進に活用するため、一般市民を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内在住の市民（578人を無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収（調査票記載のインターネットでの回答を含む）
調査期間	令和5年8月～9月
回収数（率）	207件（回収率35.8%）

### ③ 企業へのアンケート調査

市の障害福祉について、障害者雇用に対する企業の障害のある人たちの就労環境の実態や今後の意向を把握し、計画策定や計画推進に活用するため、市内企業を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内企業（422社を無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収（調査票記載のインターネットでの回答を含む）
調査期間	令和5年8月～9月
回収数（率）	185件（回収率43.8%）

### ④ 関連団体へのアンケート調査

障害者福祉の分野での活動に取り組む各種団体の活動の状況やこれからの市の障害者福祉の推進に求められることについて意見を聴取し、計画策定の参考とするため団体アンケート調査を実施しました。

調査対象	市内の障害福祉や障害者を支援する団体・施設
調査方法	市の配布・回収
調査期間	令和5年8月～9月
回収数	20件

### （3）パブリックコメント（意見集約）の実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を令和6年1月16日から1月26日に実施しました。

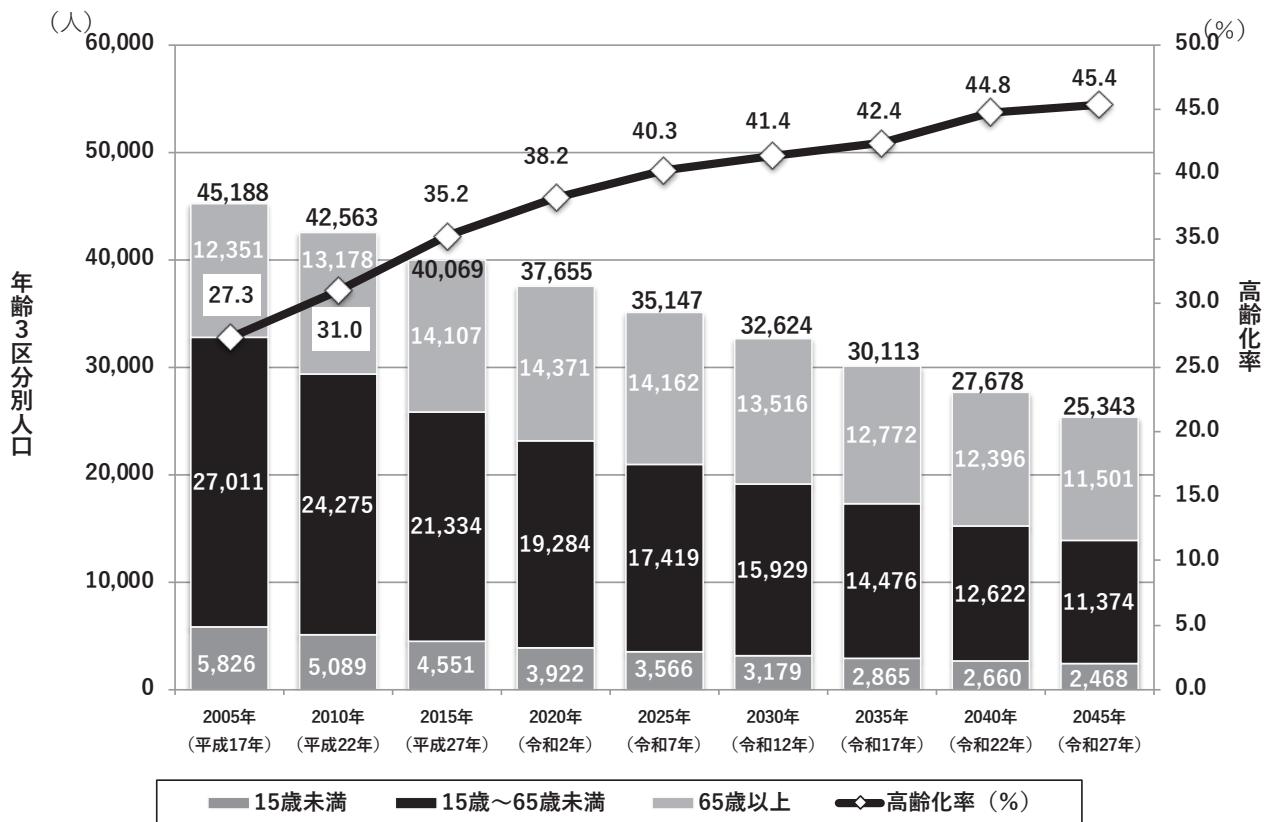
## 第2章 市の障害のある人を取り巻く現状と課題

### 1 統計データからみる障害のある人の現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向が続いており、2020年（令和2年）国勢調査では、総人口は37,655人となっています。今後の将来人口の推計でも、減少傾向が続くと見込まれており、2045年（令和27年）には25,343人になると推計されています。

【本市の年齢3区分別人口及び高齢化率の推移】



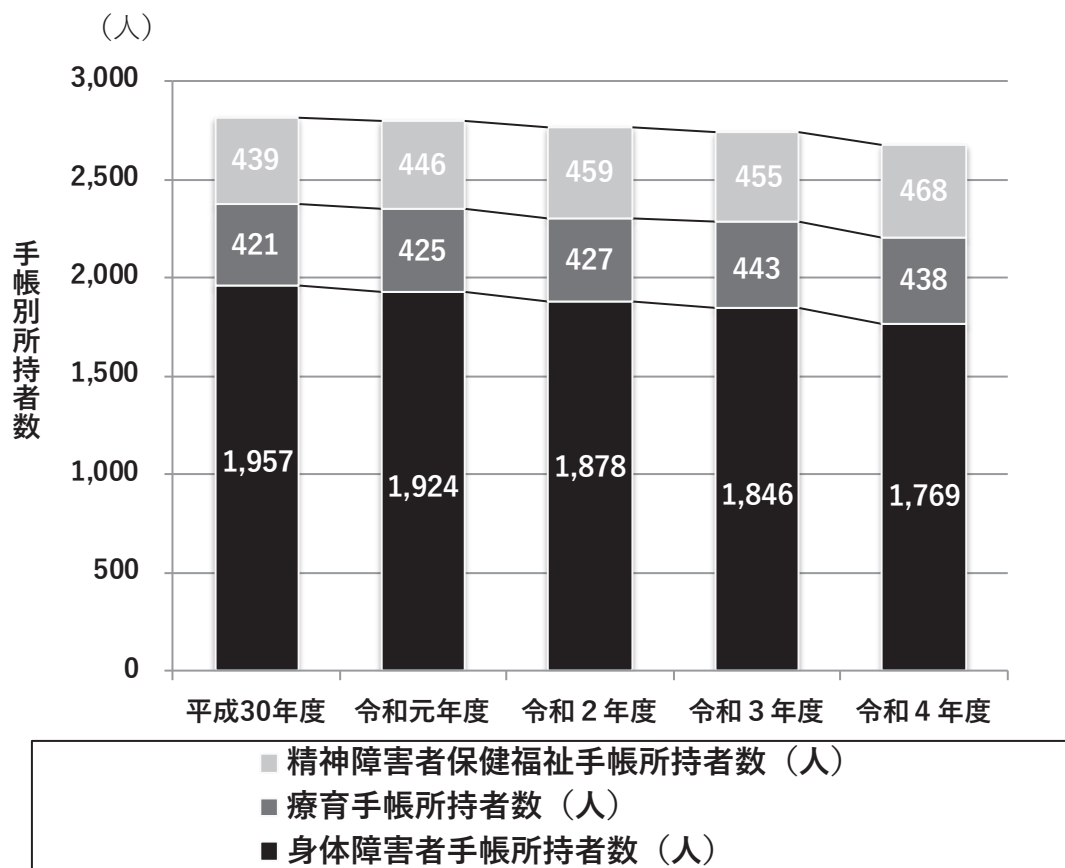
（出典）2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## (2) 障害のある人の推移（手帳所持者数の推移）

手帳所持者の内訳をみると、身体障害者手帳の所持者は、年々減少しています。一方、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、微増傾向となっています。

### 【手帳所持者数の推移】



(出典) 府中市福祉課

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	1,957	1,924	1,878	1,846	1,769
療育手帳所持者数 (人)	421	425	427	443	438
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)	439	446	459	455	468
計 (人)	2,817	2,795	2,764	2,744	2,675

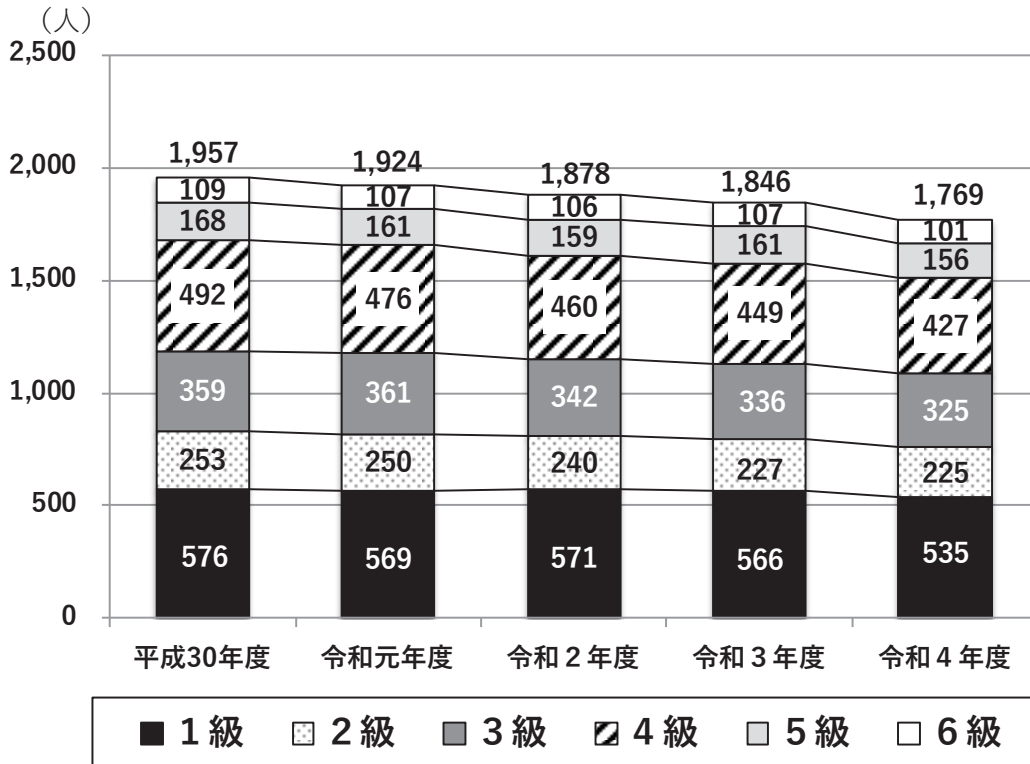
### (3) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の状況

身体障害者手帳の等級別所持者数をみると、1級と4級の割合が高くなっています。

障害部位別でみると、肢体不自由と内部障害の人が全体の約8割を占めていますが、肢体不自由は年々減少しています。

年齢別でみると、65歳以上が占める割合が7割以上となっており、近年、その割合に大きな変化はみられず、横ばいの状況です

【身体障害者手帳の等級別所持者数の推移】



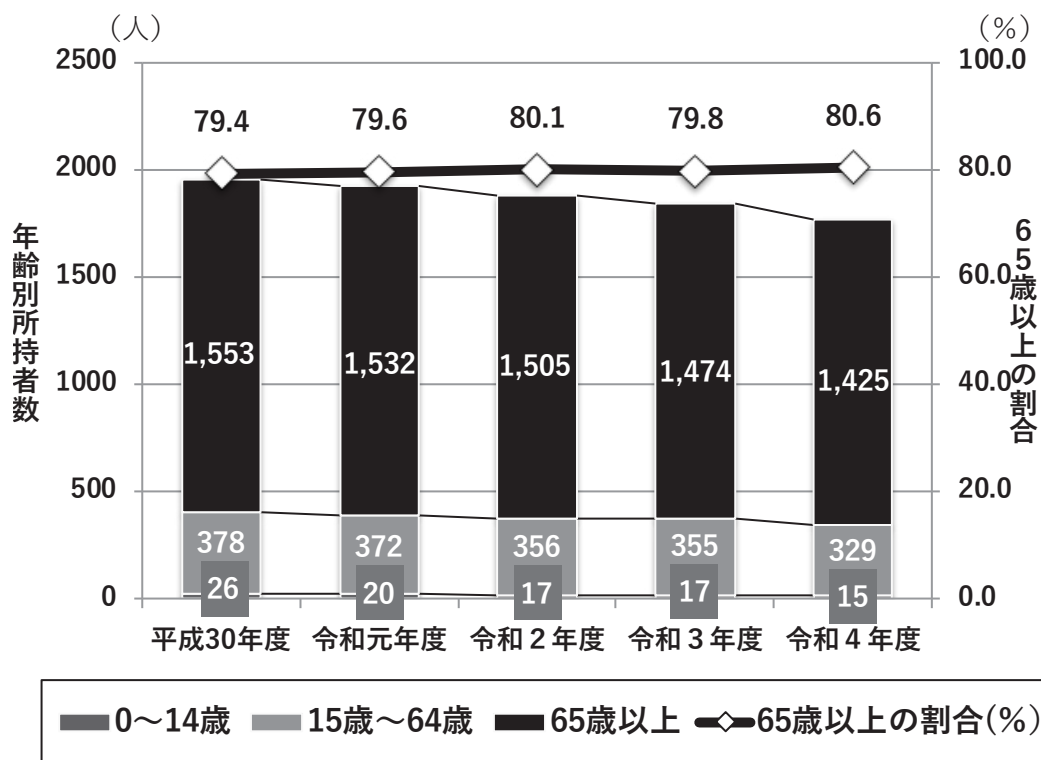
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	576	569	571	566	535
2級	253	250	240	227	225
3級	359	361	342	336	325
4級	492	476	460	449	427
5級	168	161	159	161	156
6級	109	107	106	107	101
合計	1,957	1,924	1,878	1,846	1,769

(出典) 府中市福祉課

【身体障害者手帳の障害部位別所持者数の推移】

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
内部障害	565	575	573	591	572
肢体不自由	1,088	1,057	1,025	982	923
音声・言語障害	23	24	24	25	26
聴覚・平衡機能障害	137	134	126	123	124
視覚障害	144	134	130	125	124
合計	1,957	1,924	1,878	1,846	1,769

【身体障害者手帳の年齢別所持者数及び 65 歳以上の割合の推移】

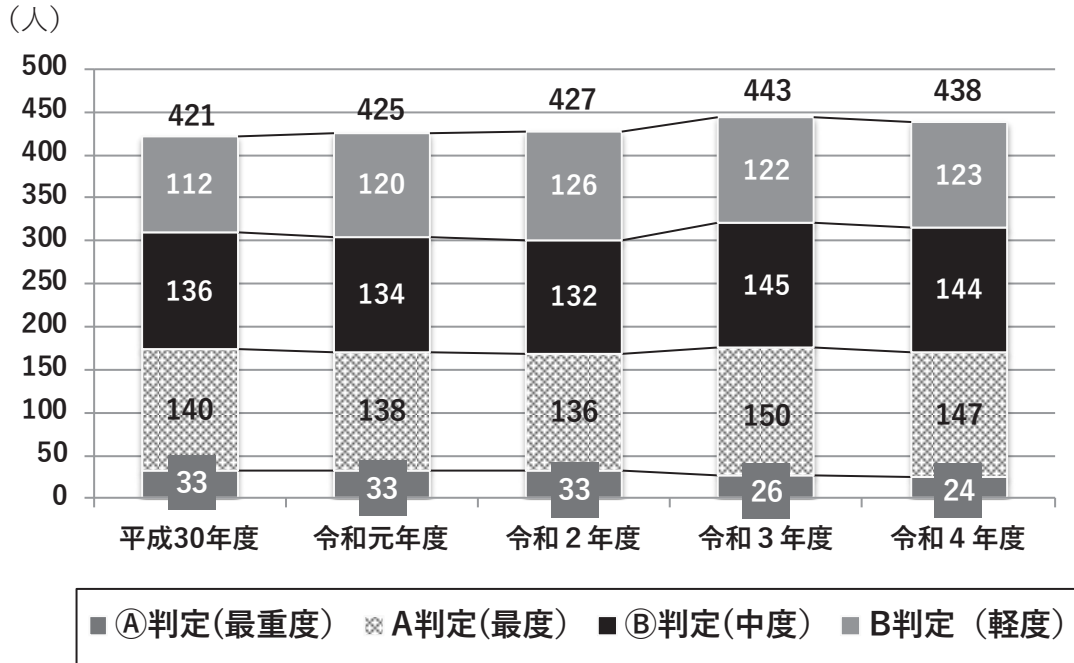


(出典) 府中市福祉課

#### (4) 知的障害のある人（療育手帳所持者）の状況

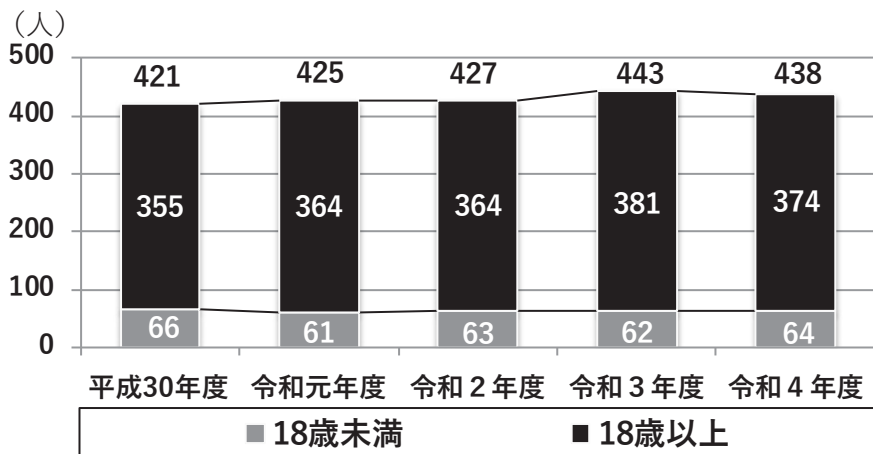
療育手帳所持者のうち、等級別で見ると、B判定(軽度)が微増しています。  
年齢別で見ると、18歳以上の所持者が全体の8割以上を占めています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】



(出典) 府中市福祉課

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



(出典) 府中市福祉課

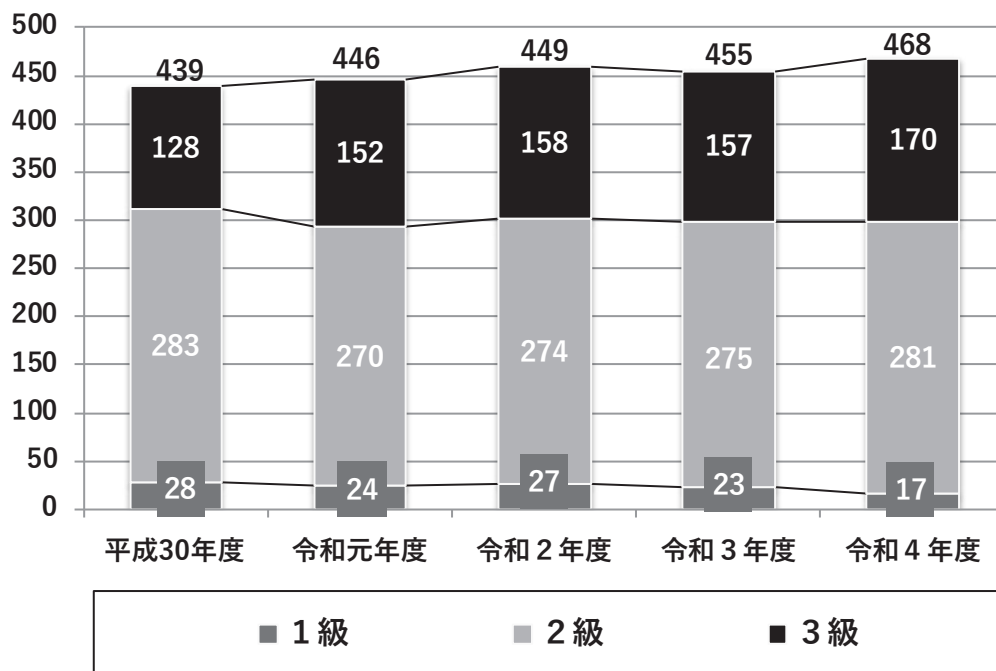
## (5) 精神障害のある人の状況

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳交付者数を等級別で見ると2級と3級が多くを占めており、微増しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(人)



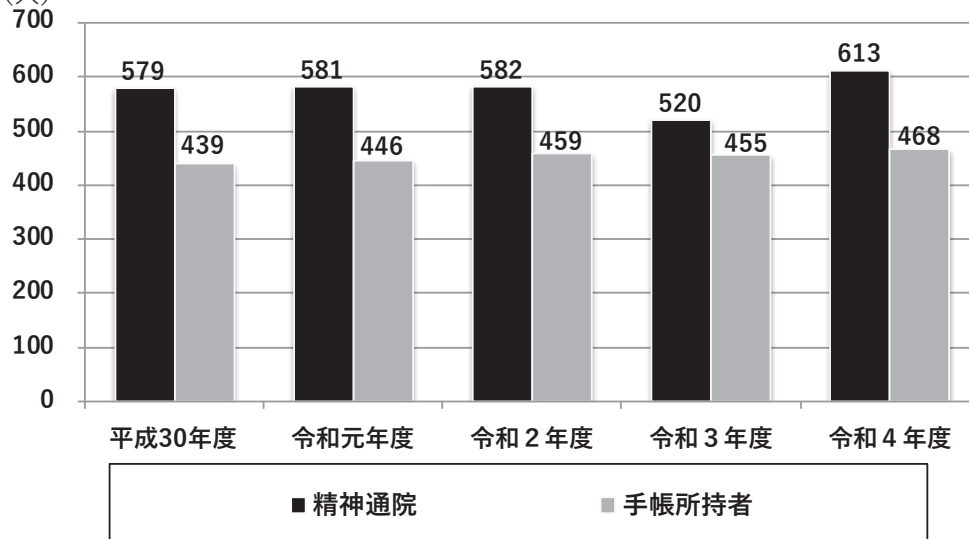
(出典) 府中市健康推進課

### ② 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増減を繰り返しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、自立支援医療受給者数の方が高い状況となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

(人)



(出典) 府中市健康推進課

## (6) 障害児の状況

## ① 3歳児健康診査での精神発達精密検査対象児

3歳児健康診査での精神発達精密検査対象児は微減傾向にありましたが、直近の令和4年度には増加しています。

## 【精神発達精密検査対象児数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健診対象児の人数	267	220	181	162	205
受診した幼児の人数	256	210	177	161	187
受診率	95.9%	95.5%	97.8%	99.4%	91.2%
精神発達精密検査対象児人数	41	41	21	10	20
精神発達精密検査対象児の割合	15.4%	18.6%	11.6%	6.2%	9.8%

(出典) 府中市子育て応援課

## ② 保育所、小・中学校での対象児

保育所、小・中学校の全児童・生徒数は減少していますが、対象児の人数は増加傾向にあります。また、対象児の割合も増加しており、小学校（義務教育学校前期）では23.9%と高くなっています。

## 【保育所、小・中学校での対象児数の推移】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所	全児童数	1,015	978	923	886	794
	対象児の人数	72	90	61	76	52
	対象児の割合	7.1%	9.3%	6.6%	8.6%	6.5%
小学校・義務教育学校前期	全児童数	1,764	1,724	1,653	1,599	1,579
	対象児の人数	211	275	297	311	377
	対象児の割合	12.0%	16.0%	18.0%	19.4%	23.9%
中学校・義務教育学校後期	全生徒数	932	940	923	902	840
	対象児の人数	48	53	61	80	86
	対象児の割合	5.2%	5.6%	6.6%	8.9%	10.2%

(出典) 府中市学校教育課、子育て応援課

### ③ 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の児童生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程と中学校及び義務教育学校後期課程ともに年々増加傾向にあります。

#### 【特別支援学級の設置状況】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校・義務教育学校前期課程	学校数	8	8	8	8	8
	設置校数	8	8	8	8	8
	学級数	21	24	22	27	26
	児童数	85	106	107	123	137
中学校・義務教育学校後期課程	学校数	4	4	4	4	4
	設置校数	4	3	4	4	4
	学級数	9	8	8	8	8
	児童数	20	28	32	35	35

(出典) 府中市学校教育課

### ④ 特別支援学校の状況

特別支援学校の児童生徒数は横ばいとなっています。

#### 【特別支援学校の在籍者数の推移】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
福山特別支援学校	小学部	1	2	1	1	1
	中学部	2	1	1	2	2
	高等部	1	1	4	4	4
	合計	4	4	6	7	7
福山北特別支援学校	小学部	14	13	13	7	7
	中学部	7	5	5	7	7
	高等部	18	11	14	17	17
	合計	39	29	32	31	31
庄原特別支援学校	小学部	2	2	1	1	1
	中学部	0	1	2	2	1
	高等部	0	0	0	0	1
	合計	2	3	3	3	3

(出典) 広島県特別支援教育課

**(7) 雇用・就労の状況（公共職業安定管内）**

市内企業における障害者の雇用については、300人以上の企業は法定雇用率の障害者の雇用を達成していますが、小・中規模の企業では障害者雇用が進んでいない状況となっています。

企業規模 従業員数（人）	企業数 （社）	算定基礎労働者数 （人）	障害のある人の 数（人）	雇用率（％）	雇用率達成の 企業の割合（％）
45.5～99	25	1802.5	34.5	1.94	60.00
100～299	12	1930.0	35	1.98	50.00
300～	6	4809.5	145	3.39	0.00

（出典）広島県労働局（令和5年6月1日）

## 2 アンケート調査からみる市の障害福祉の現状

### (1) 障害のある人に対するアンケート調査結果の概要

#### ① 医療の困りごとについて

- 【受けている医療について困っていること】は、障害種別で見ると**精神障害のある方**で「**専門的な治療を行う病院が身近にない**」の回答が多くなっています。

【あなたが医療について困っていることはどのようなことですか。(複数回答) / クロス集計】

	身体障害		知的障害		精神障害	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
通院する時に手助けしてくれる人がいない	19	4.9%	6	3.9%	10	7.2%
医師や看護師などに意思を伝えるのが難しい (手話、要約筆記など)	24	6.2%	23	14.8%	15	10.9%
どの病院に受診したらいいかわからない	5	1.3%	17	11.0%	7	5.1%
専門的な治療を行う病院が身近にない	38	9.7%	16	10.3%	28	<b>20.3%</b>
ちょっとした病気やけがの時に、気軽に頼める医師がいない	24	6.2%	17	11.0%	16	11.6%
医療費や交通費の負担が大きい	41	10.5%	18	11.6%	30	21.7%
待ち時間が長い	115	29.5%	32	20.6%	47	34.1%
その他	7	1.8%	8	5.2%	11	8.0%
特に困っていない	152	39.0%	67	<b>43.2%</b>	40	29.0%

#### ② 自身の今後の暮らしについて

- 【今後の暮らし】について、障害種別で見ると、**知的障害のある方**で「**グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい**」が多くなっています。

【あなたは、今後、どのように暮らしたいと思いますか。 / クロス集計 (障害種別)】

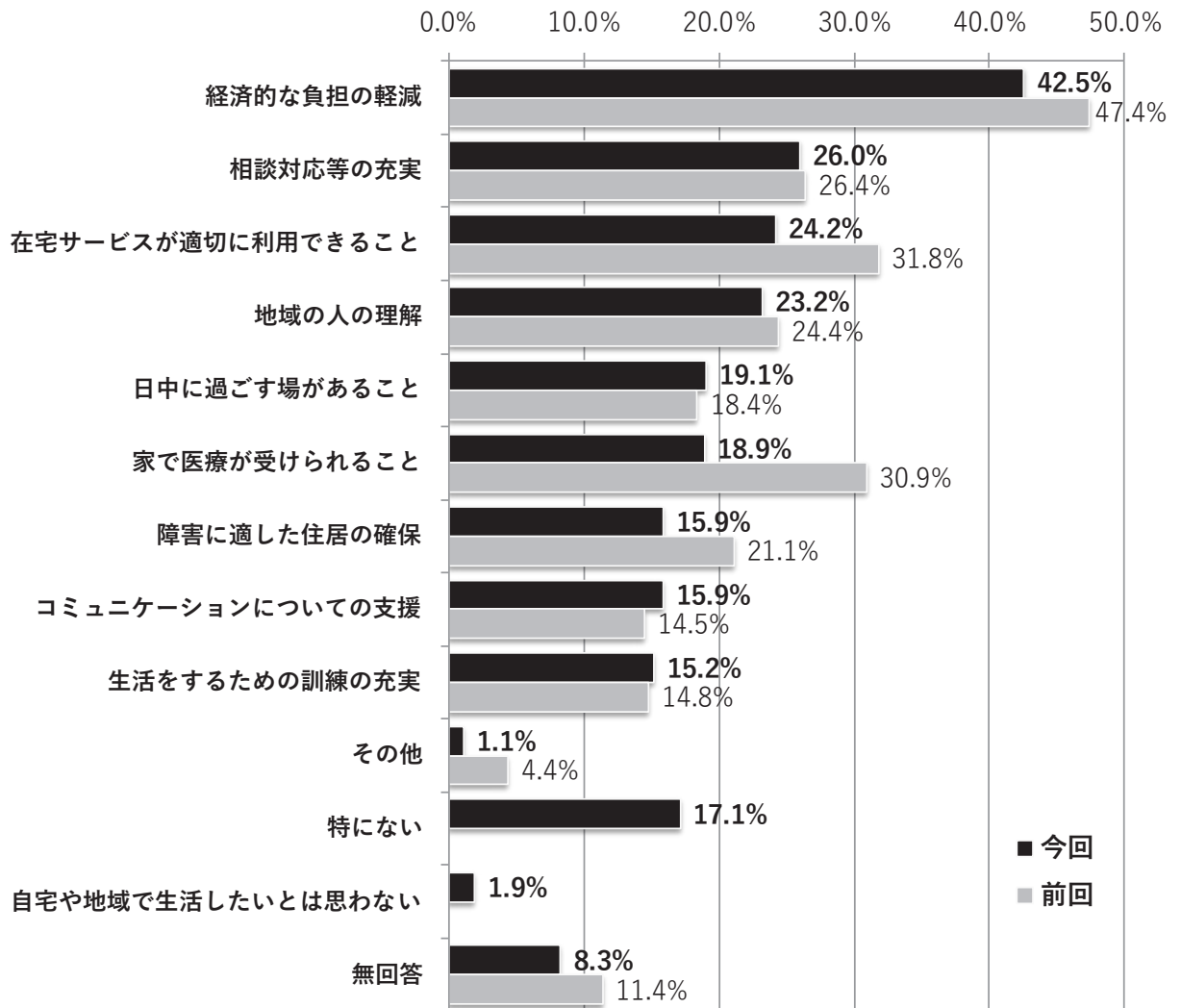
	身体障害		知的障害		精神障害	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
一人で暮らしたい	38	9.7%	18	11.6%	26	18.8%
家族と一緒に暮らしたい	236	60.5%	57	36.8%	65	47.1%
グループホーム等の共同生活できるところで暮らしたい	12	3.1%	27	<b>17.4%</b>	6	4.3%
福祉施設に入所したい	19	4.9%	9	5.8%	5	3.6%
わからない	39	10.0%	28	18.1%	23	16.7%
その他	8	2.1%	5	3.2%	3	2.2%
無回答	38	9.7%	11	7.1%	10	7.2%
計	390	100.0%	155	100.0%	138	100.0%

### ③ 地域で暮らすために必要な支援

○ 【地域で暮らすために必要な支援】は、「**経済的負担の軽減**」「**相談対応等の充実**」が上位となっています。

#### 【地域で暮らすためには、どのような支援があればよいと思いますか。／単純集計】

※前回調査（令和元年度）との比較



#### ④ 生活の中の困りごとについて

○ 【生活の中で困っていること】は、知的障害・精神障害のある方で「将来の生活が不安（親亡き後の不安）」が多くなっています。

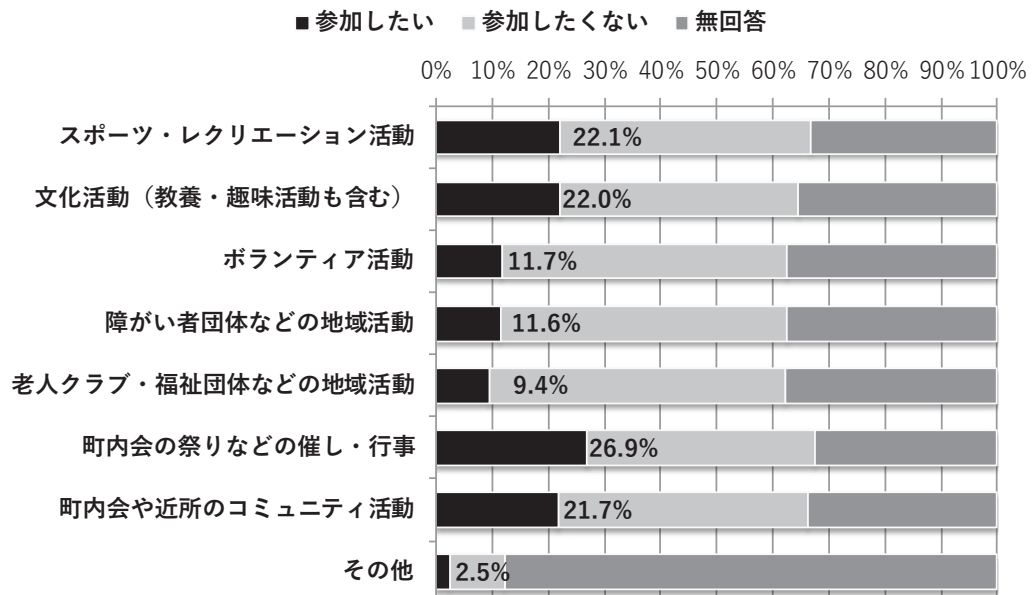
【現在の生活の中で困っていることや不安・悩み等がありますか。（複数回答）クロス集計】

	身体障害		知的障害		精神障害	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
経済的な不安	112	28.7%	43	27.7%	76	<b>55.1%</b>
障害や健康上の心配、悩み	160	41.0%	47	30.3%	66	47.8%
住まいの不満、悩み	39	10.0%	19	12.3%	31	22.5%
仕事の不満または働く場がない	11	2.8%	12	7.7%	25	18.1%
学校生活や進学に関する不満、悩み	5	1.3%	12	7.7%	8	5.8%
通所・入所施設に関する不満、悩み	14	3.6%	17	11.0%	8	5.8%
話し相手、相談相手がいない	18	4.6%	15	9.7%	24	17.4%
将来の生活が不安（親亡き後の不安）	55	14.1%	65	<b>41.9%</b>	67	<b>48.6%</b>
周囲の人の理解がない	14	3.6%	18	11.6%	13	9.4%
家事や買い物が困難	69	17.7%	32	20.6%	31	22.5%
通院、通勤、通学が困難	45	11.5%	22	14.2%	17	12.3%
歩行中の手助けなど、外出時のつきそい	43	11.0%	16	10.3%	8	5.8%
急病や災害等の緊急時の手助け	65	16.7%	31	20.0%	18	13.0%
生きがいを見いだせない	17	4.4%	8	5.2%	39	28.3%
財産の管理が心配	13	3.3%	22	14.2%	22	15.9%
いじめや暴力（虐待）のこと	1	0.3%	6	3.9%	0	0.0%
その他	2	0.5%	1	0.6%	2	1.4%

#### ⑤ 地域活動・余暇活動の参加について

○ 【今後の地域活動（余暇活動）の参加意向の高い活動】は、町内会活動以外では「文化活動」「スポーツ・レクリエーション活動」が多くなっています。

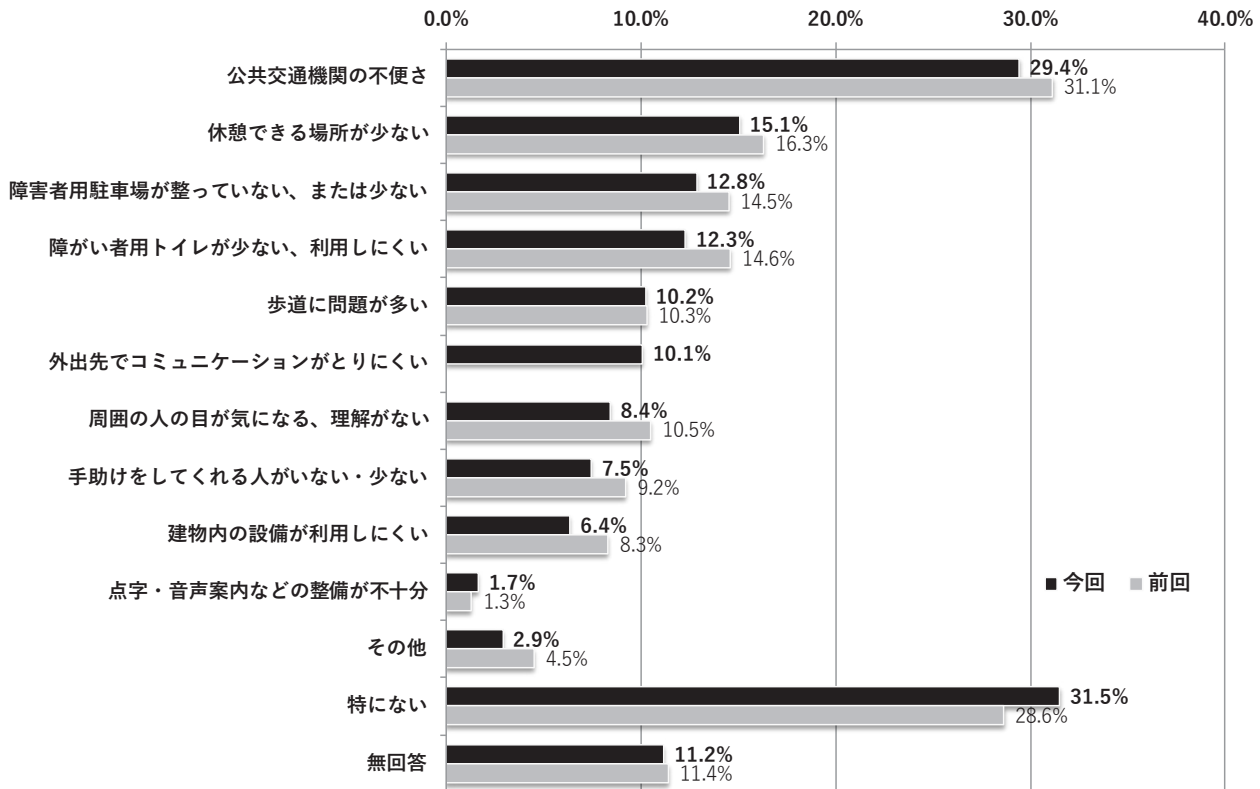
【次のような地域活動に今後、参加したいですか／単純集計】



⑥ 外出に関して不便や困難に感じることについて

○ 【外出に関して不便や困難に感じること】は、「公共交通機関の不便さ」が前回調査と同様に多くなっています。

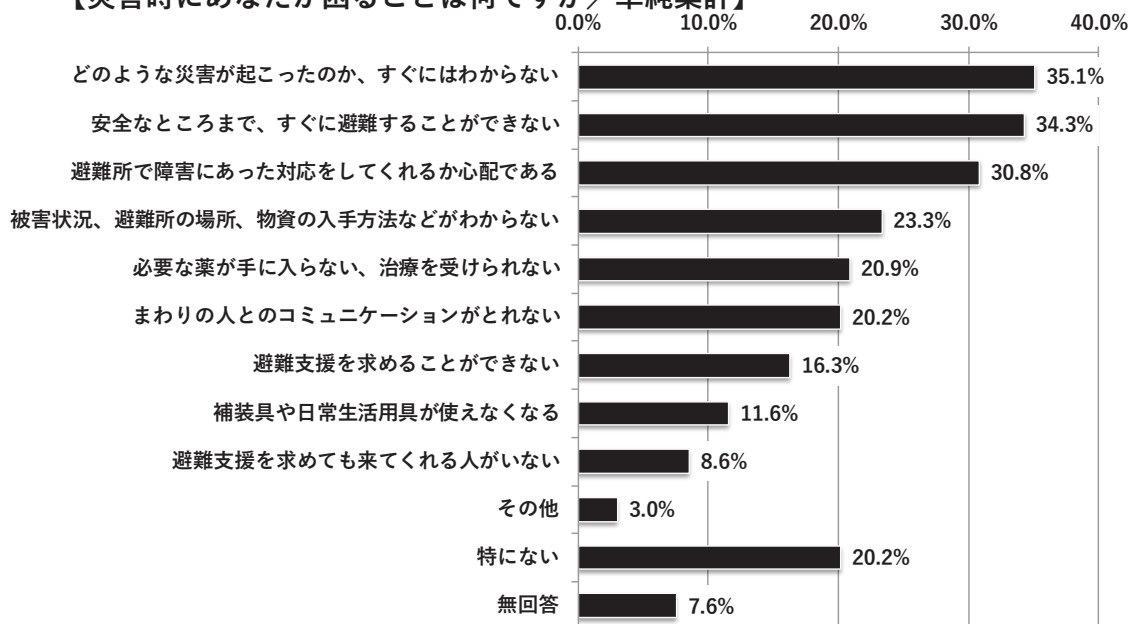
【外出に関して、不便や困難を感じることはなんですか。／単純集計 ※前回調査との比較】



⑦ 災害時の困りごとについて

○ 【災害時に困ること】は「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」「安全なところまで、すぐに避難することができない」が多くなっています。

【災害時にあなたが困ることは何ですか／単純集計】

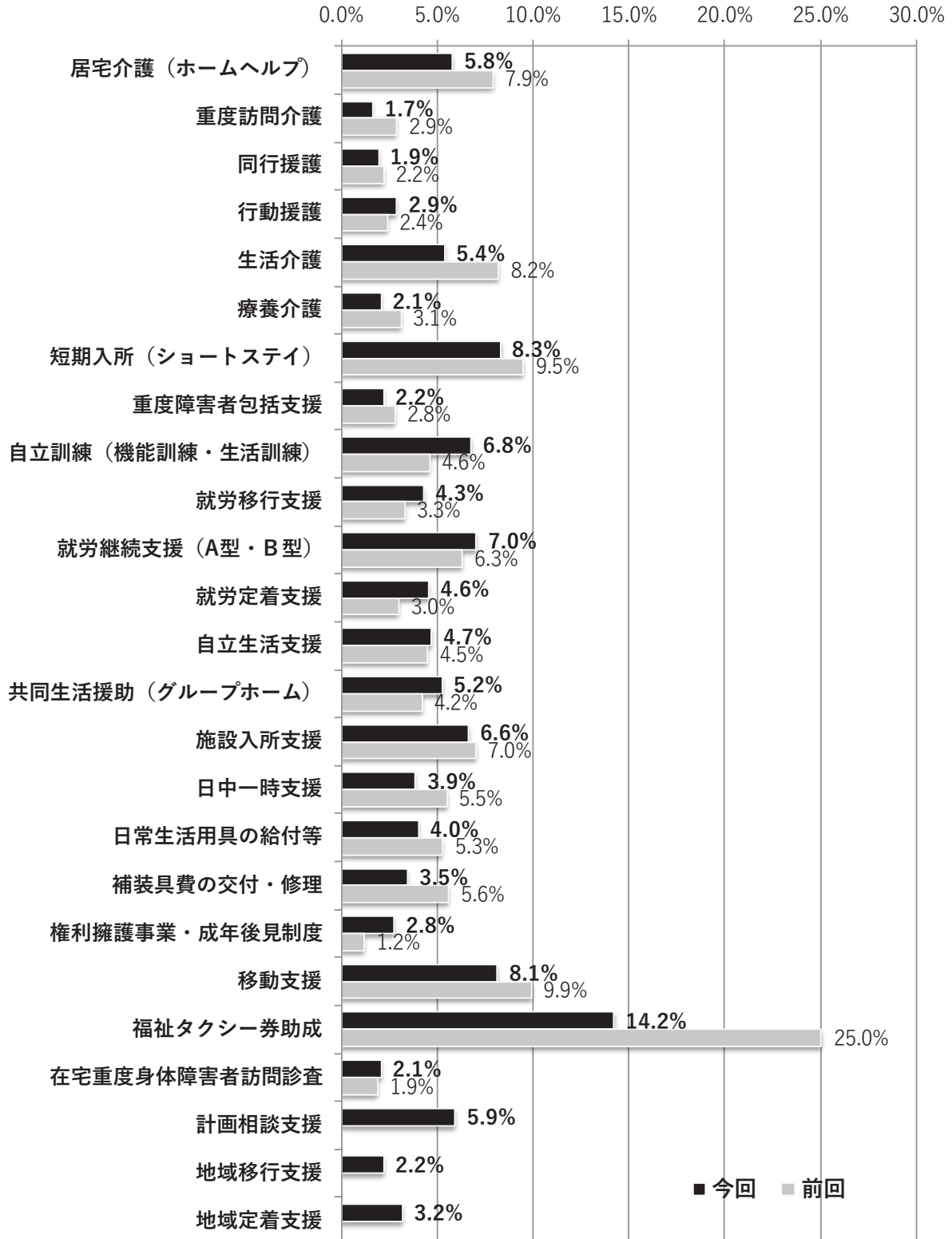


## ⑧ 障害福祉サービスの利用意向

○ 【今後の利用意向が多いサービス】は「福祉タクシー券助成」「短期入所」「移動支援」となっています。

### 【各種福祉サービスの今後利用したいですか／単純集計】

※前回調査（令和元年度）との比較

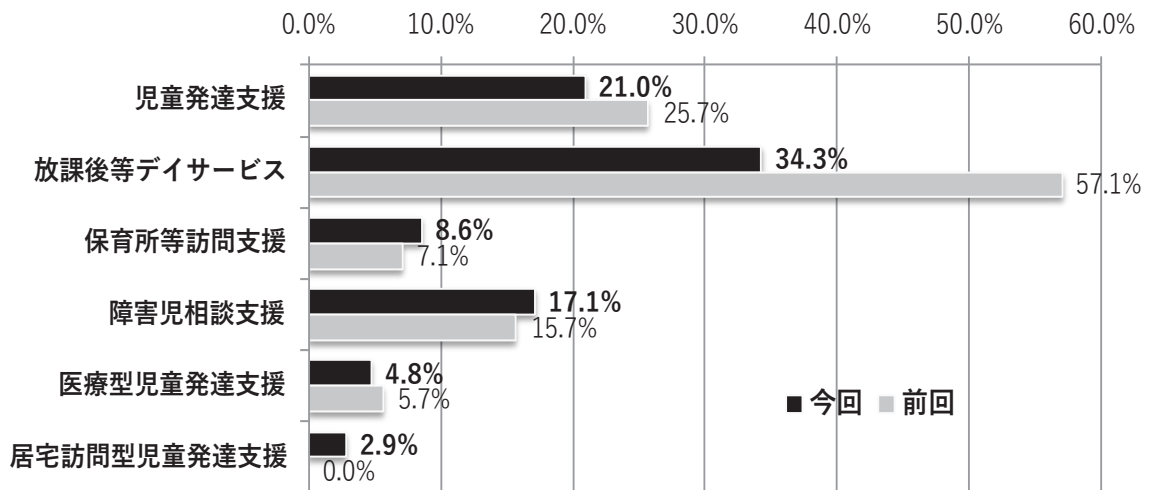


⑨ 障害児福祉サービスの利用意向

○ 【(対象年齢の) 今後の利用意向が多い障害児福祉サービス】は「放課後等デイサービス」となっています。

【各種障害児福祉サービスの今後利用したいですか／単純集計】

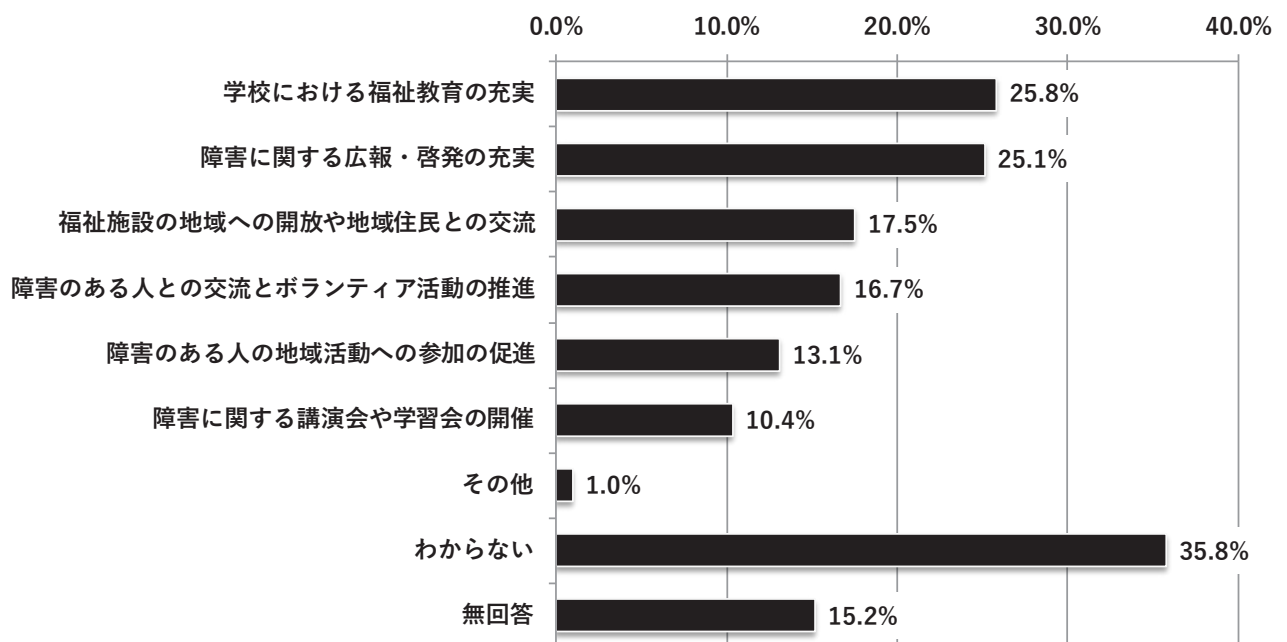
※前回調査（令和元年度）との比較



⑩ 障害に対する住民の理解を深めるために必要だと思うこと

○ 障害や障害のある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うことは「学校における福祉教育の充実」「障害に関する広報・啓発の充実」が多くなっています。

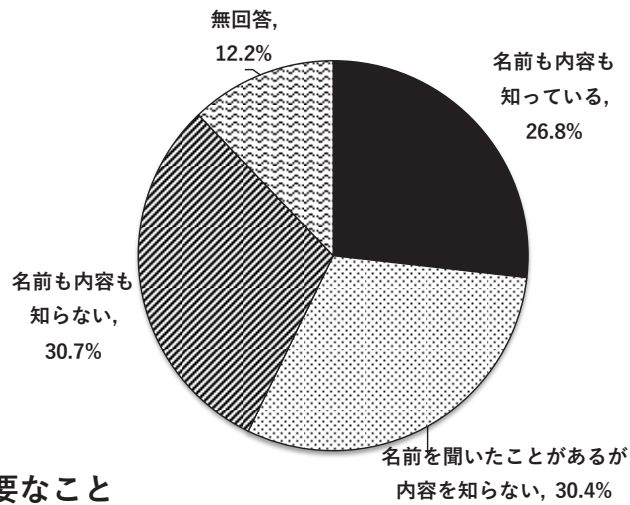
【障害や障害のある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うことはどのようなことですか。／単純集計】



### ⑪ 成年後見制度について

○ 成年後見制度について「名前も内容も知っている」人は 26.8%となり、前回調査（令和元年度）と比較して微増していますが、以前として少ない状況となっています。

【あなたは成年後見制度について  
知っていますか。／単純集計】

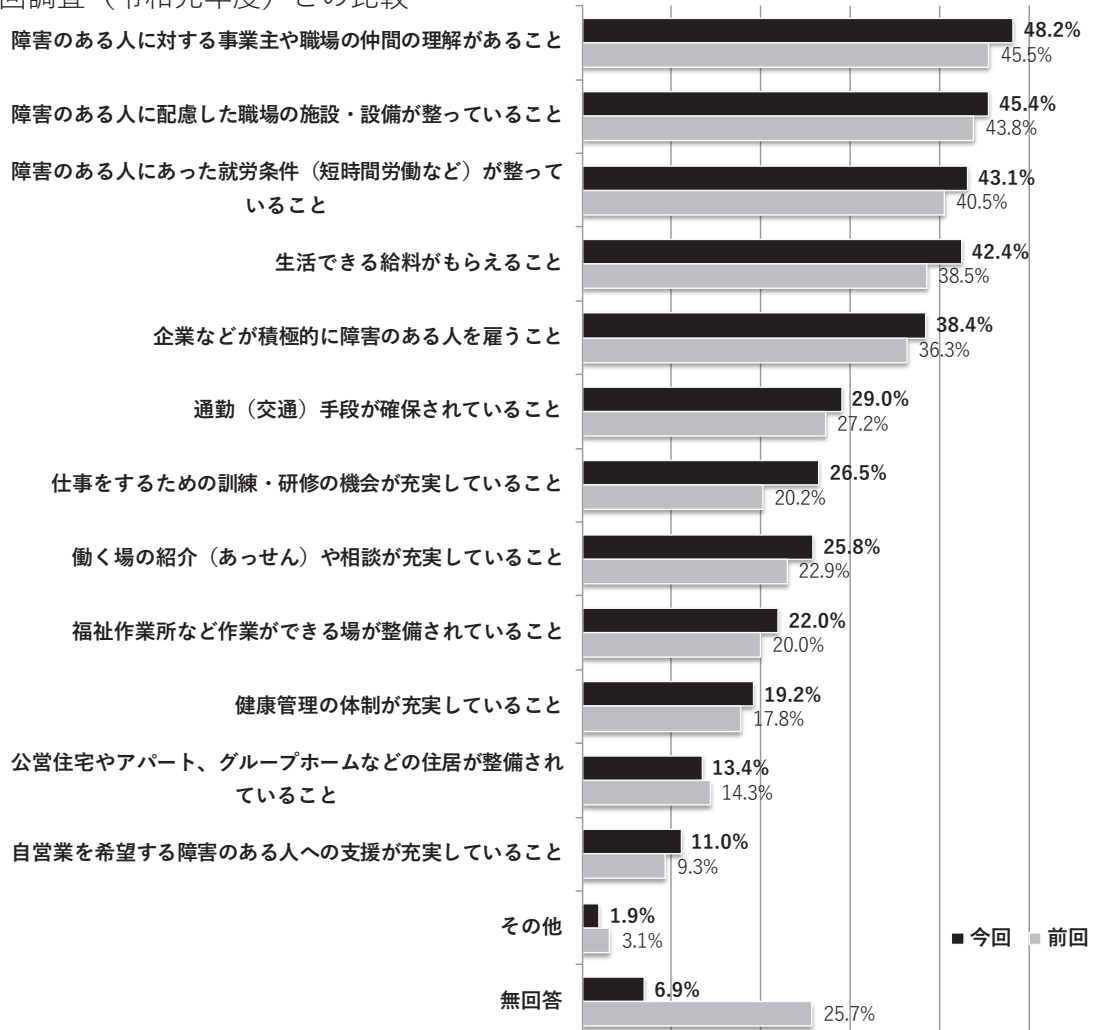


### ⑫ 障害者が就労するために必要なこと

○ 障害のある人が就労するために必要なことは「職場の障害のある人への理解」が最も多く、次いで「障害のある人に配慮した職場の施設・整備」「就労条件（短時間労働）」となっています。

【障害があっても会社などで働くために、どのようなことが必要だと思いますか。／単純集計】

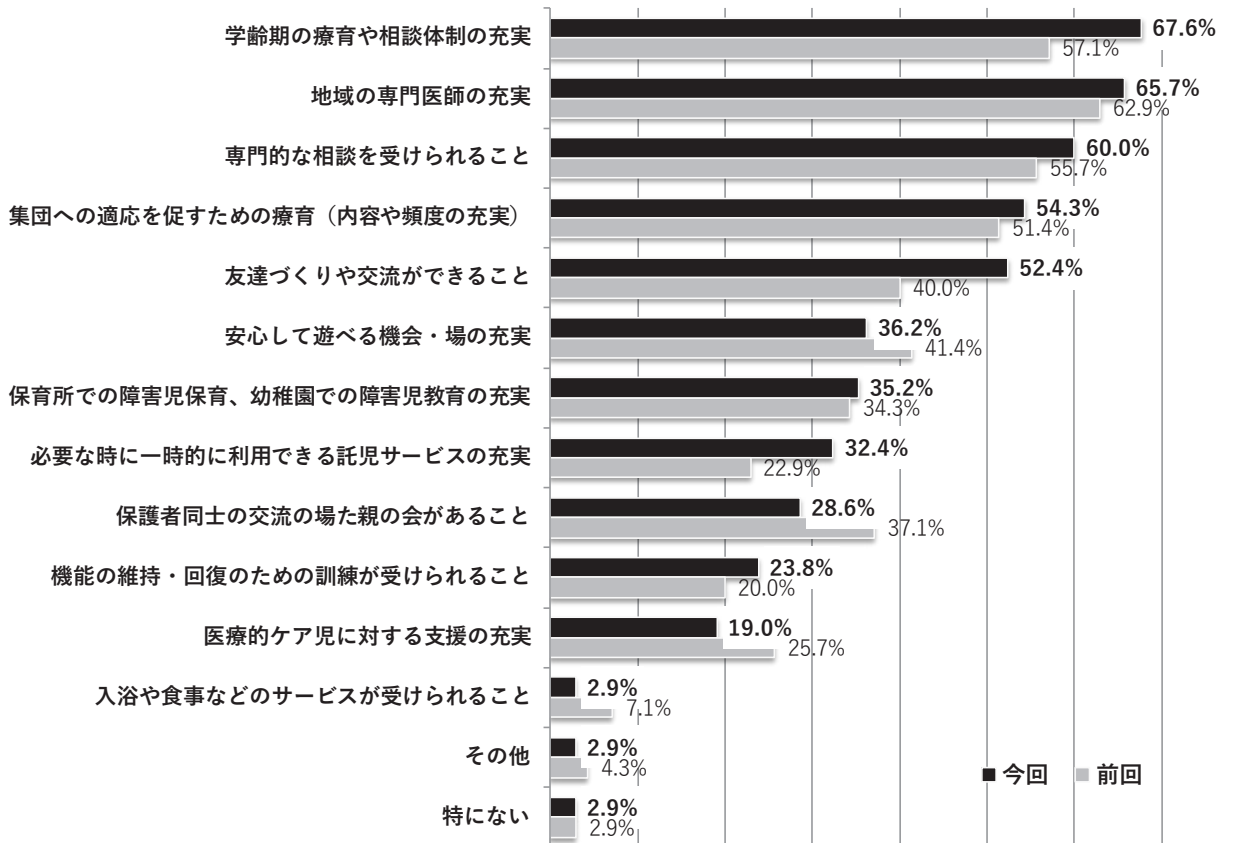
※前回調査（令和元年度）との比較



⑬ 障害のある子どもや発達面で支援が必要なサービス

○ 障害のある子どもや発達面で支援が必要なサービスは、「**学齢期の療育や相談体制の充実**」「**地域の専門医師の充実**」「**専門的な相談を受けられること**」となっています。

【障害のある子どもや発達面で支援が必要な子どものためのサービスとしてどういったものを希望されますか。／単純集計 ※前回調査との比較】 ※18歳未満の対象

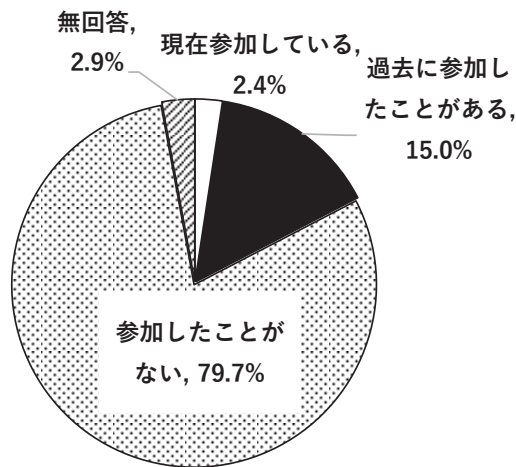


## (2) 市民に対するアンケート調査結果の概要

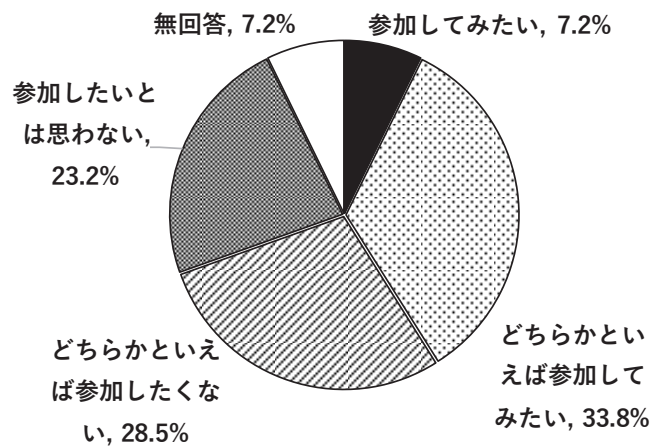
### ① ボランティア活動の参加経験、参加意向について

- 【障害のある人の福祉関係のボランティア活動の参加】について、「参加したことがない」人が **79.7%**と最も多くなっています。
- 【今後の障害のある人の福祉関係のボランティア活動への参加意向】は「参加してみたい（参加してみたい+どちらかといえば参加してみたい）」は **41.0%**となっています。

【障害のある人の福祉関係のボランティア活動に参加したことがありますか。／単純集計】



【障害のある人の福祉関係のボランティア活動に参加してみたいと思いますか。／単純集計】

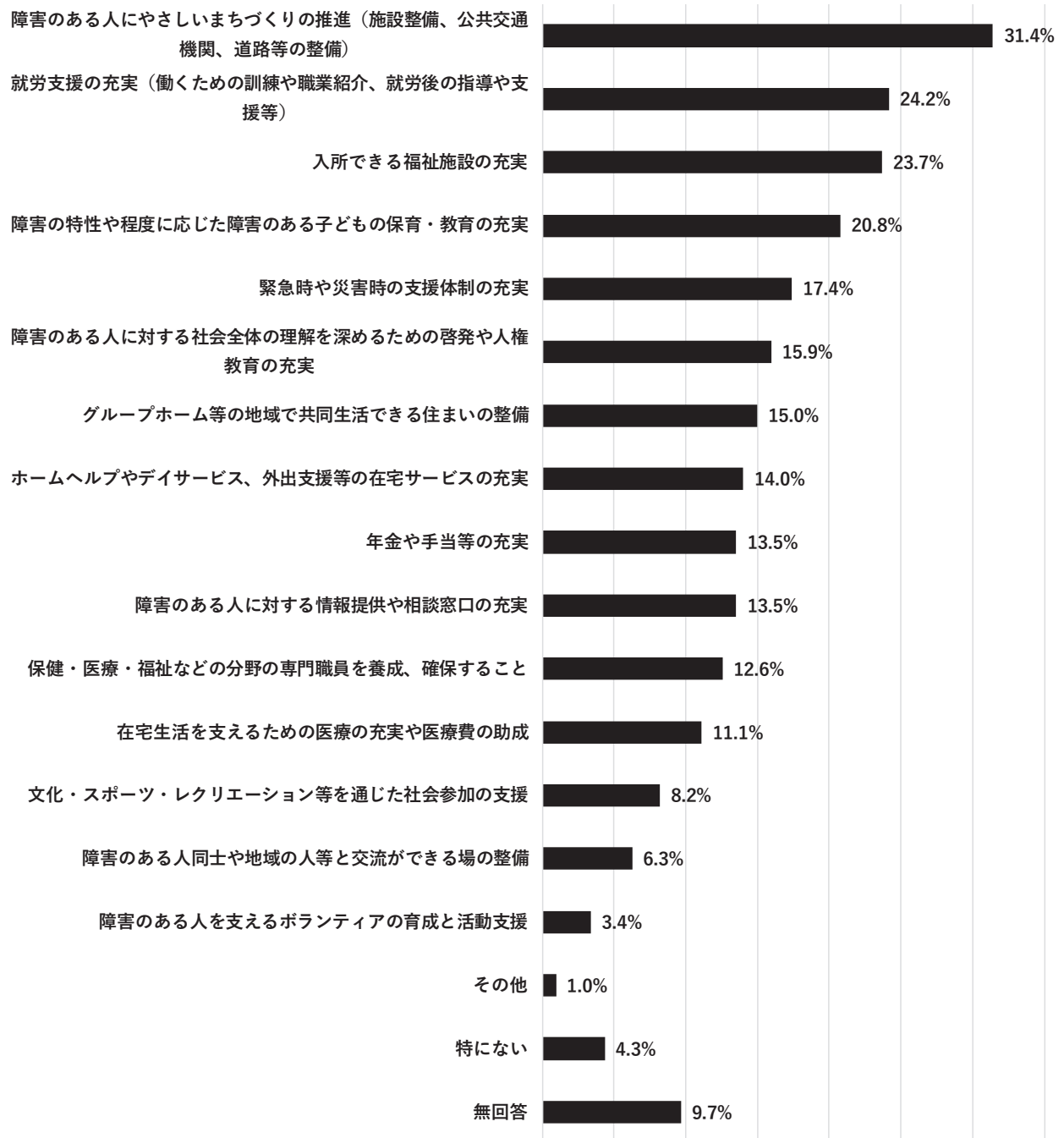


② 行政が充実すべき障害のある人に対する支援

○ 【行政が充実すべき障害のある人に対する支援】は「障害のある人にやさしいまちづくりの推進（施設整備、公共交通機関、道路等の整備）」が31.4%と最も多くなっています。

【障害のある人に対する支援として、行政はどのようなことを充実すべきだと思いますか。

／単純集計】



### (3) 企業に対するアンケート調査結果の概要

#### ① 障害のある人の雇用について

- 【障害のある人の雇用経験】について、「現在、雇用している」企業は **21.1%**、「雇用したことがない」企業は **61.6%**となっています。
- 事業規模別でみると「**40人以上**」で「**現在雇用している**」企業が80%以上となっており、「**1人以上10人未満**」の企業は「**雇用したことがない**」企業が80%以上となっています。

#### 【貴社では、障害のある人を雇用したことがありますか。／クロス集計（事業規模別）】

	1人以上 10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 40人未満	40人以上 50人未満	50人以上
現在雇用している	3.3%	8.6%	7.7%	28.6%	<b>80.0%</b>	<b>88.9%</b>
過去に雇用し、現在は雇用していない	14.4%	22.9%	53.8%	14.3%	0.0%	11.1%
雇用したことがない	<b>82.2%</b>	<b>68.6%</b>	38.5%	57.1%	20.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

#### ② 今後の障害のある人の雇用について

- 【今後の障害のある人の雇用】について、「**自社に必要な能力がある雇用者がいれば雇用したい**」企業が **42.7%**と最も多くなっています。「**今後、雇用する予定はない**」企業は **35.1%**となり、前回調査（令和元年度）と比較して大幅に増えています。

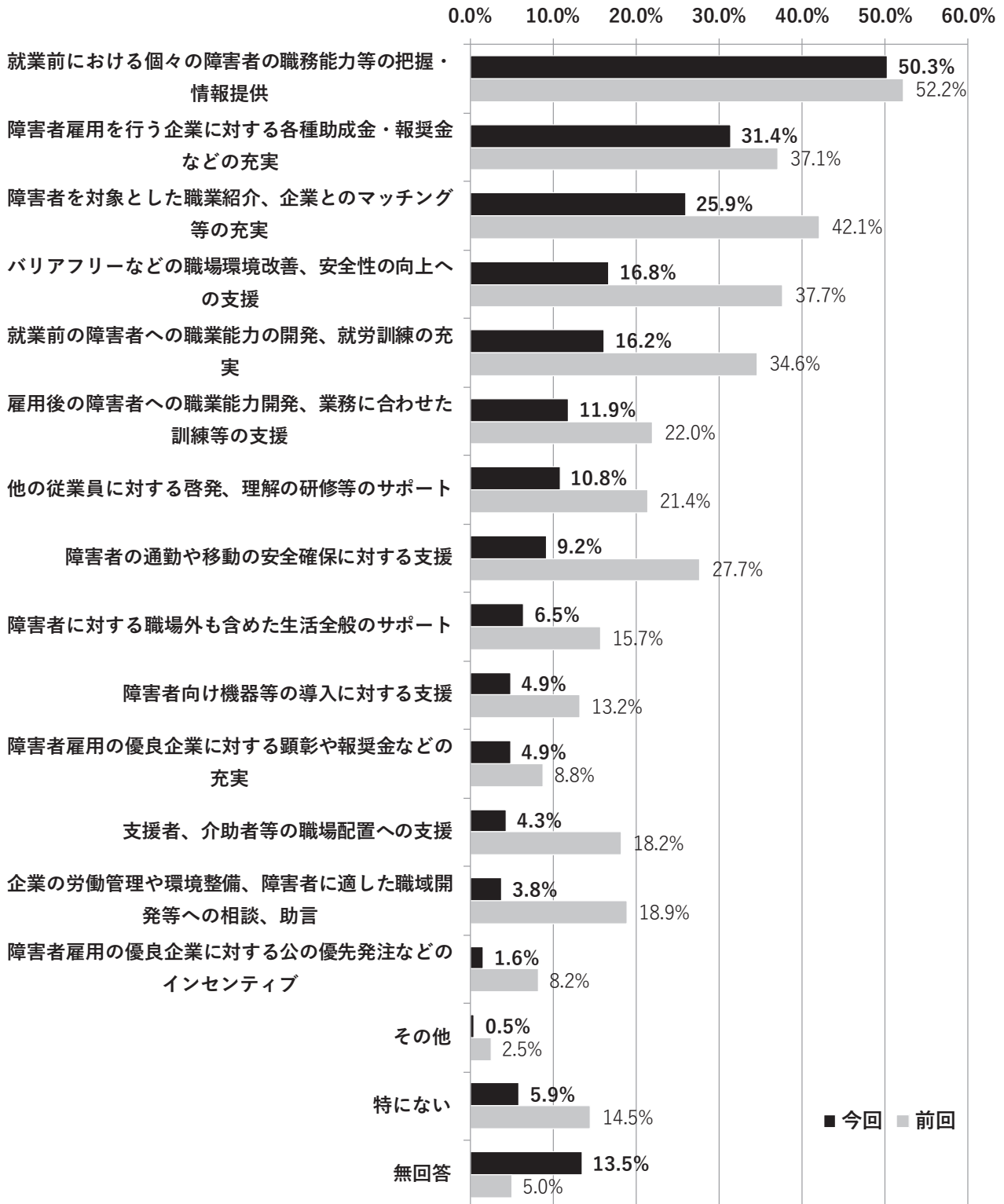
#### 【前回調査（令和元年度）との比較】

	今回	前回
積極的に雇用したい	2.2%	2.5%
法定基準にあわせて雇用したい	14.1%	13.8%
自社に必要な能力がある雇用者がいれば雇用したい	42.7%	36.5%
今後、雇用する予定はない	<b>35.1%</b>	17.0%
その他	2.2%	27.0%
無回答	3.8%	3.1%

### ③ 障害者雇用促進に必要な支援

○ 障害者雇用促進に必要な支援は「就業前における個々の障害者の職務能力等の把握・情報提供」が50.3%と最も多くなっています。

【障害者雇用を促進するために必要と考えられる支援。／単純集計 ※前回調査との比較】

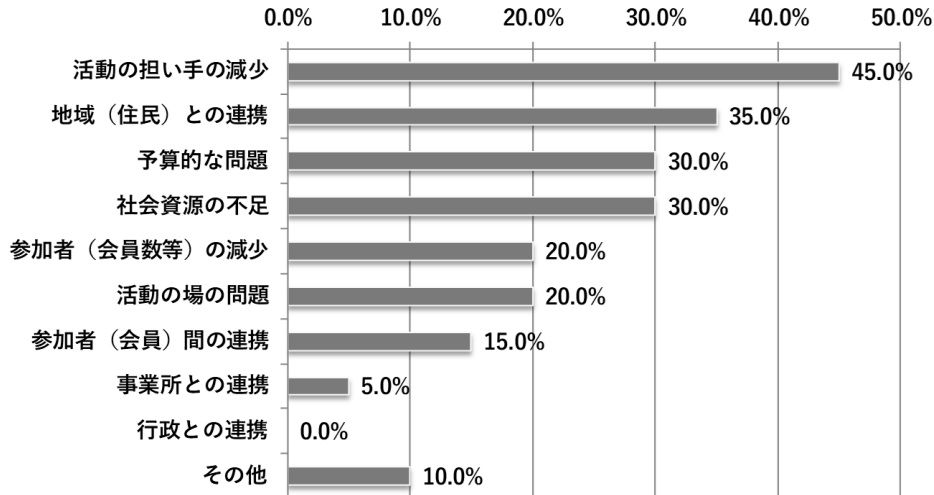


## (4) 団体アンケート調査結果の概要

### ① 団体活動を行う上での問題点・課題について

○ 団体活動を行う上での問題点・課題は、「活動の担い手の減少」が最も高くなっています。

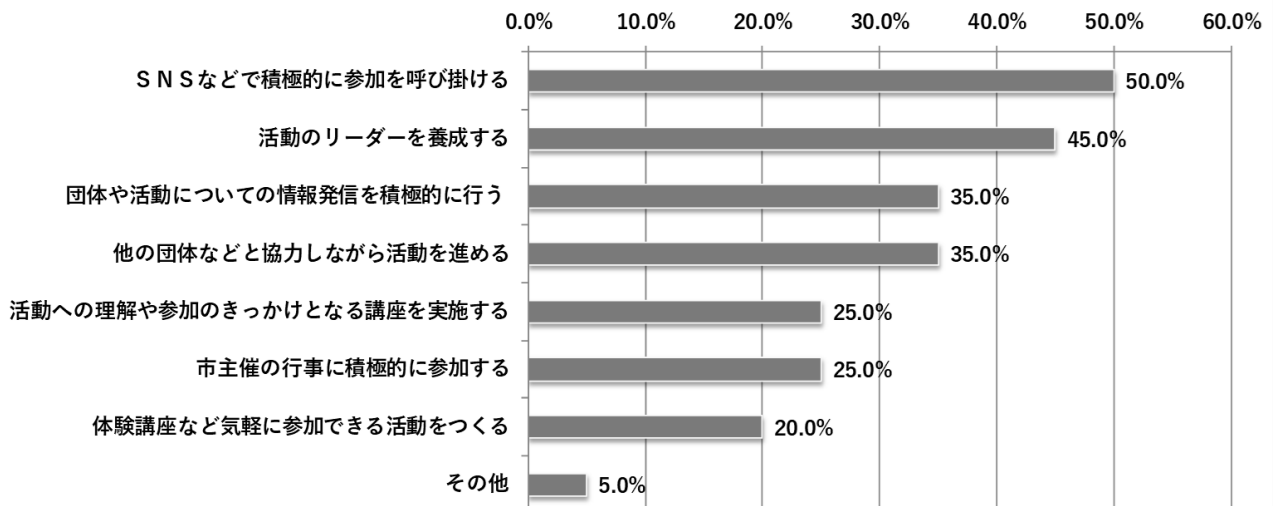
#### 【団体活動を行う上での問題点・課題は（複数回答）】



### ② 団体で活動の担い手や参加者を増やすために今後取り組みたいと思うこと

○ 団体で活動の担い手や参加者を増やすために、今後取り組みたいことは「SNSなどで積極的に参加を呼び掛ける」が50.0%と最も高くなっています。

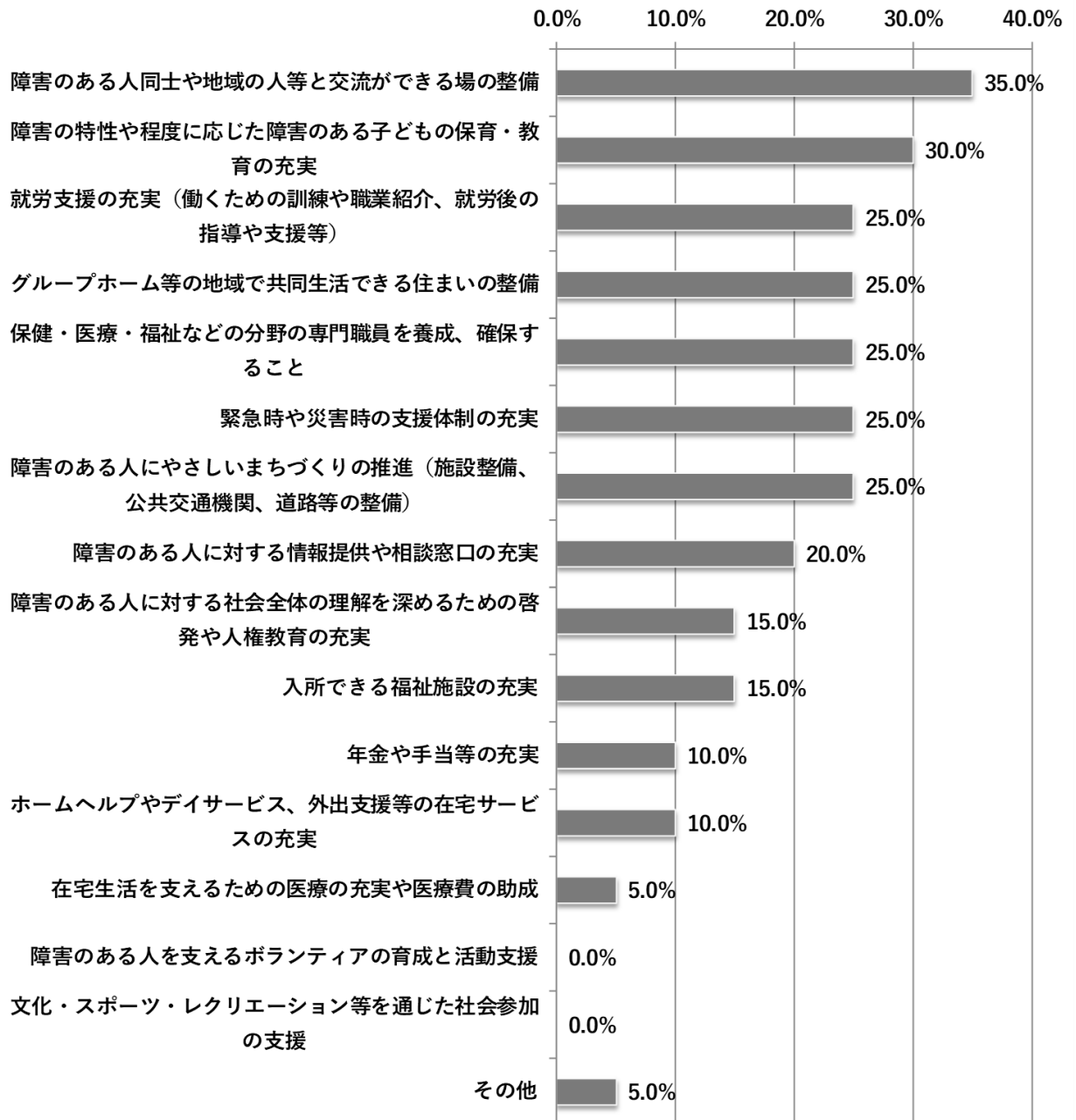
#### 【団体で活動の担い手や参加者を増やすために今後取り組みたいと思うこと（複数回答）】



### ③ 障害のある人に対して充実すべき行政支援

- 障害のある人に対して充実すべき行政支援は、「障害のある人同士や地域の人等と交流ができる場の整備」、「障害の特性や程度に応じた障害のある子どもの保育・教育の充実」となっています。

【障害のある人に対して充実すべき行政支援（複数回答）】



### 3 今後の府中市の障害福祉に関する重点課題

各種アンケート調査結果ならびに国、県の動向、前回計画における施策に関する取組状況をふまえ、今後の府中市の障害福祉に関する重点課題について以下にまとめました。

#### 重点課題（１）相談支援体制の充実

■ 現在、障害のある人の身近な相談窓口として、市の委託事業者である府中地域障害者生活支援センター「は～と&は～と」やその他各種事業所が連携しながら、身体・知的・精神に障害のある人や難病の人等の相談支援事業を行っています。

しかしながら、相談件数の増加や相談内容の多様化により、相談支援事業所への負担が増え、障害のある人に対し十分な対応が困難な状況となっています。

障害のある人がそれぞれのライフステージや暮らしの中で、課題やニーズに応じたサービスを的確に利用できるよう、サービスに関する情報の効果的な発信と受け皿となる相談支援体制の強化・充実が必要となっています。

#### 重点課題（２）就労支援の充実

■ 令和6年度から法定雇用率が引き上げられますが、現在、法定雇用率の未達成企業は少なくありません。アンケート調査から見ると、一部で障害のある人に対する理解不足がみられます。

そのため、企業に対して障害のある人の雇用に関する理解啓発や雇用促進の取組が求められます。

■ 障害福祉施設からの物品等の優先調達を広げ、販路拡大、受注増加につなげることで障害のある人の就労機会の拡充が必要となっています。

#### 重点課題（３）発達障害のある人への支援

■ 本市において、発達障害または疑いがある子どもの割合は、小学校、中学校において年々増加傾向にあります。

発達障害に関する相談も増加しており、発達障害の早期発見・早期治療・早期療育に向けて、子育てステーションや福祉団体との連携等を通じて相談支援体制の充実が必要となっています。

また、発達障害に関して、認知が進んできていますが、引き続き理解促進を図っていく必要があります。

## 重点課題（４）障害福祉人材の確保

- 障害のある人の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的な障害福祉サービスを提供するために、不足する福祉人材の確保が課題となっています。

また人材確保に取り組むほか、専門性を高める研修等による職員の質の向上、関係機関・団体との連携、ボランティア人材の育成等を促進し、多様な課題を解決に向けて地域全体でサポートする体制を構築します。

## 重点課題（５）障害のある人の社会参加の促進

- 障害のある人の情報アクセシビリティの重要性が高まっており、これまでの手話通訳者や音声案内、ICTの活用等による日常生活や社会参加をサポートするコミュニケーション支援が求められます。

- 障害のある人が分け隔てなく暮らせる共生社会を、市民の障害に対する理解促進を図るとともに、障害のある人と市民との交流の場が必要となっています。

東京2020パラリンピックを期に高まったパラスポーツを中心にスポーツ・文化活動等への社会参加の促進と活動の場が必要となっています。

## 重点課題（６）サービス事業所等における安全対策

- 近年、全国的に地震や豪雨などの災害頻発する中、サービス事業所等においても災害により利用者が被害に遭うケースも発生しています。令和6年度からサービス事業所において業務継続計画を策定することが義務化され、一層の災害対策の充実を図る必要があります。

- 災害時において、障害のある人等が避難することができる福祉避難所を設置する必要があります。

# 第3章 計画の基本的な方向

## 1 基本理念

### 共生と自己実現

#### ～つながりと個性が輝くまち ふちゅう～

本市では、令和2年3月に策定した「府中市障害者福祉計画」において「共生と自己実現 ～つながりと個性が輝くまち ふちゅう～」を基本理念として掲げました。本計画においても、上記計画の考え方や、国や県の基本方針をふまえ、障害福祉サービスの提供・充実に取り組みます。

#### 【基本理念の考え方】

##### 理解しあい、支えあう

- 障害のある人を取り巻く実情や関連する制度が広く周知されるなかにおいて、障害に関する理解促進や権利擁護を図り、共生社会の実現を目指します。

##### 自分らしく活躍する

- 就労や教育等、生活のあらゆる場面において、障害の有無に関わらず、本人の持つ能力を最大限発揮できる環境づくりを進めます。

##### 地域で安心して暮らす

- 誰もが身近な地域で暮らし続けることができるよう、生活に関する支援や設備及び情報発信に取り組むとともに、地域住民のつながりを形成し、安心・安全な暮らしを目指します。

## 2 国の基本指針

本計画は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念をふまえ、国の基本指針に基づき策定します。

※以下の基本的事項及び基本的考え方は、国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しています。

### ■ 障害福祉計画等における国の基本的事項

#### ①障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備

#### ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

- ・身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等へのサービスの充実

#### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・施設入所から地域生活への移行・継続支援等を実現する地域生活拠点等のサービス提供体制の整備

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりや柔軟にサービスを提供できる包括的な支援体制の構築

#### ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

- ・すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

#### ⑥障害福祉人材の確保

- ・提供体制と人材の確保・定着に向けた多職種連携や魅力ある職場の周知、ICT・ロボット導入による事務負担の軽減

#### ⑦障害者の社会参加を支える取組

- ・多様な参加機会の確保等を通じた障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進、障害特性に配慮した意思疎通支援

## 3 重点的な取組

### (1) 相談支援体制の充実

#### 【方針】

- 障害のある人が自立して地域で暮らし続けるためには、障害のある人の生活における課題及びニーズに対応した各種福祉サービスの質の向上や、サービスを適切に受けられる環境が重要であるため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人やその家族の高齢化が進んでおり、親亡き後を含めた地域生活の継続の支援、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点について、市内の事業所と連携し環境整備を進めます。

#### 【主な施策】

##### ■障害に関する相談窓口の充実

- 相談支援事業所の参入を促進し、基幹相談支援センターの設置検討を含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人が必要な制度や福祉サービスを的確に知り、活用できるよう、当事者やその家族に対して、情報交換サロン等を通じた相談窓口の周知と障害の悩みを共有するピアサポーター養成に努めます。

##### ■地域での相談支援活動の充実

- 北部圏域の上下地域共生交流センター「ふらっと上下」に、障害・介護・保健・子育てなどの制度の枠を超えた福祉総合相談窓口を設置しました。引き続き、(障害のある人が自立して地域で暮らしていくことができるように)身近なところで、障害のある人やその家族、関係者の様々な問題が相談できるように、行政機関や関係機関の専門職が連携し支援を行います。
- 民生委員・児童委員が障害のある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。

##### ■地域生活支援拠点の環境整備

- 親亡き後を含めた地域生活の継続の支援、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点の整備に向けた関係企画との連携による体制整備を進めます。

##### ■医療的ケア児への支援

- 医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターを養成・配置し、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

## (2) 就労支援の充実

### 【方針】

- 障害者雇用促進法の改正により、民間企業での法定雇用率の引き上げや、適用される障害の範囲が拡大し、障害のある人が働くことができる環境づくりが求められており、障害者雇用に対する企業への理解啓発を図るとともに、ICT等の技術習得を支援し、多様な就業機会につなげます。
- 就労を希望する人が、企業や事業所でその能力を発揮し、働き続けることができるよう、一般就労へ向けた支援や障害者施設における就労支援を関係機関と連携して推進します。

### 【主な施策】

#### ■福祉的就労の促進

- 市内における障害者就労施設等からの物品・役務等の優先的な調達に努めるとともに、障害者就労施設等を幅広く周知し、販路拡大や受注増加につなげていきます。
- 一般就労が困難な障害のある人に対し、相談支援専門員等との連携により、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス（就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援）の利用機会を提供し、就労に向けた支援をします。

#### ■企業に対する障害者雇用への啓発促進

- 市内の企業に対し障害者雇用に関する制度の周知や、障害者雇用に関するノウハウや好事例を紹介するなど、障害のある人の雇用を促進します。
- 障害のある人のICT等の技術習得による就業機会を広げるため、広島県障害者ITサポートセンターと連携し、障害に対応したIT講習会等の実施を検討します。

### (3) 発達障害のある人への支援

#### 【方針】

- 発達障害のある子どもは増加傾向にあり、各種健診等の様々な機会を通じて、障害を早期発見し、早期支援につなげるとともに、子育てステーションや福祉団体との連携等を通じて発達障害に対する理解促進、障害のある児童とその家族への相談支援・情報提供の充実を図ります。

#### 【主な施策】

##### ■発達障害に対する周知、子育てステーションを中心とした相談支援の充実

- 「発達障害啓発週間」での啓発活動や広報や講習会等を通じた発達障害への理解促進を図ります。
- 発達段階やライフステージに応じて適切な支援を行えるように、相談支援事業所や子育てステーションを中心に相談対応と関係機関との情報共有・連携を図り、早期発見・早期療育を行います。

##### ■障害児保育・学校教育の充実

- 支援の必要な児童にとってより適切なサポートが行えるよう保育の質の向上や、児童が安心・安全に過ごせるよう保育体制の充実を図ります。
- 特別支援学校、広島県教育委員会等の関係機関と連携しながら、組織的な特別支援教育の推進に向けた研修を実施し、支援の必要な児童生徒に対して適切な指導対応に努めます。

## (4) 障害福祉人材の確保

### 【方針】

- 将来にわたって安定した障害福祉サービスの提供を行うために、福祉人材の確保に努めます。
- 質の高いサービス提供を行うために、職員の質の向上や関係機関・団体との連携を図ります。

### 【主な施策】

#### ■福祉人材の確保

- 障害福祉の現場や職場の様子を広報等により積極的に発信するなど、関係機関とともに人材確保に向けて取り組みます。
- 関係機関と連携しながら、ボランティア人材等の育成を促進します。

#### ■福祉専門職員の質の向上

- 障害福祉の専門性を高める研修の実施や多職種間の連携を行い、質の高いサービス提供の実施を図ります。
- 市内の障害福祉サービス事業所等との情報交換により連携を深め、職員の資質の向上に努めます。

## (5) 障害のある人の社会参加の促進

### 【方針】

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法をふまえ、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底します。また、障害のある人が必要とする情報へ円滑にアクセスすることができるよう、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援者の確保・養成や音声案内、ICTの活用等による日常生活や社会参加をサポートするコミュニケーション支援を進めます。

### 【主な施策】

#### ■障害のある人に配慮した情報提供等の充実

- 広報やホームページの音声情報での提供や「府中市電子図書館」による電子書籍の拡充等により、視覚障害のある人等の情報取得を支援します。
- ホームページ等の情報提供にあたっては、Webアクセシビリティなどのユニバーサルデザインに配慮しながら、分かり易く・読み易い情報発信に取り組みます。

#### ■障害のある人の意思疎通支援の充実

- 手話通訳者や要約筆記者等の育成により、聴覚障害のある人等、障害の特性により意思を表明することが困難な人に対するコミュニケーションを支援します。

#### ■障害のある人の社会参加の場の創出

- 障害の有無に関わらず誰でも活動・交流できる場として地域活動支援センターの設置に努めます。
- 障害のある人が活躍できる場として、スポーツや文化・芸術活動の場の創出に取り組みます。

## (6) サービス事業所等における安全対策

### 【方針】

- 自然災害が多発化、甚大化する中、災害等に避難行動が難しい障害のある人に対する関係機関と地域との連携による避難支援体制を整えるとともに、災害時においてサービス事業所等の維持継続ができるよう、事業所等における防災対策及び業務継続計画の充実を推進します。

### 【主な施策】

#### ■災害時におけるサービス事業所の業務継続の支援

- 施設等において義務化された、感染症や自然災害の発生時でも入所者と職員の安全を確保し、業務を継続するための業務継続計画（BCP）の実施・運用を支援します。

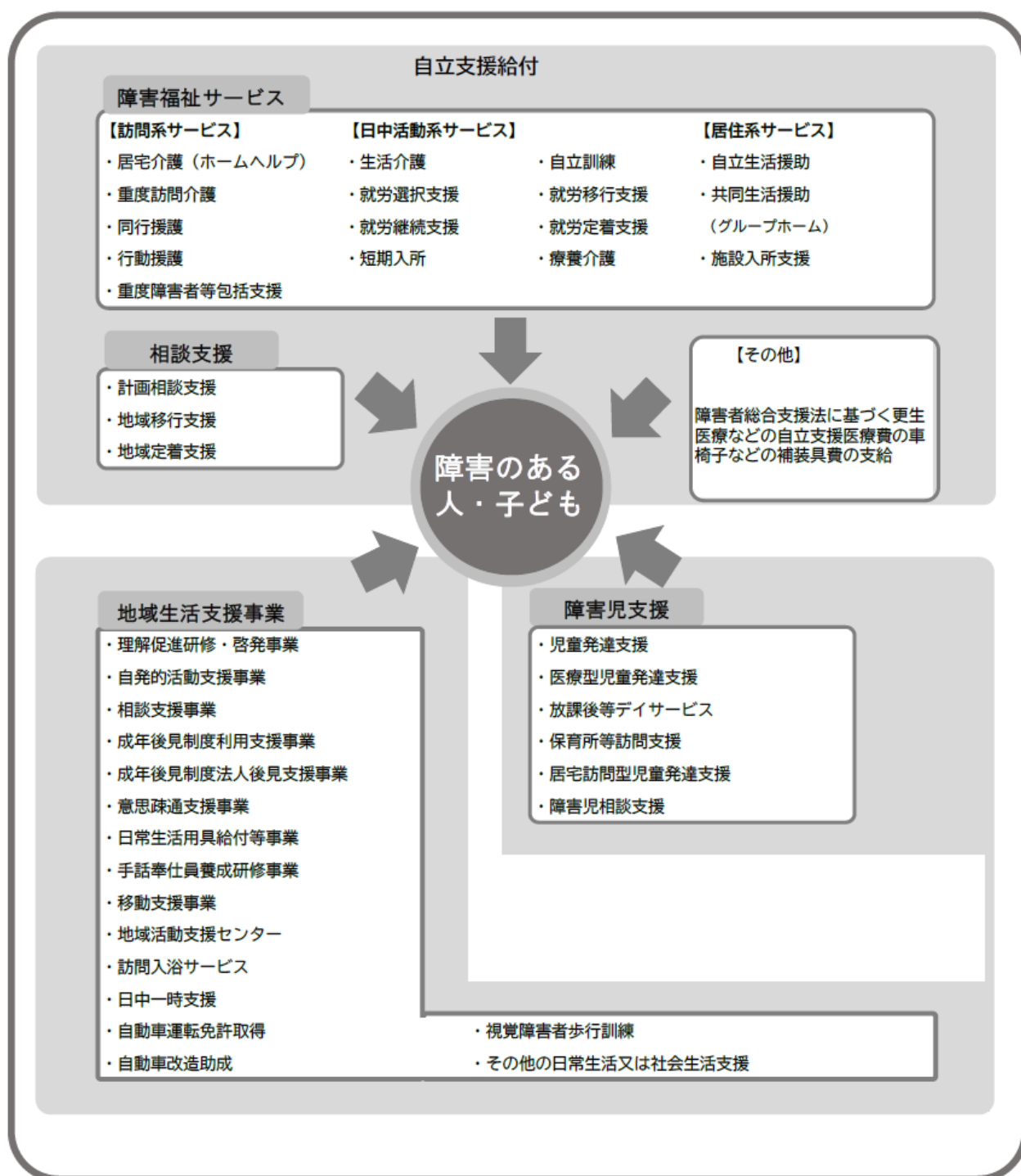
#### ■緊急時の避難行動等の支援体制の充実

- 障害福祉サービス事業所との連携により、災害時の福祉避難所の開設に向けて取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所や地域とともに、災害時を想定した避難訓練を実施します。
- 災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿および個別計画の策定を支援するとともに、避難行動要支援者管理システムを活用し、支援体制の充実を図ります。

# 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

## 1 障害福祉サービスの構成

府中市におけるサービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスからなる「障害福祉サービス」、計画相談支援などを行う「相談支援」、児童発達支援、障害児相談支援などを行う「障害児支援」と、地域の特性や利用者の状況に応じて障害者の自立した地域生活を支援する様々なサービスなどを行う「地域生活支援事業」などで構成されています。



## 2 国の基本指針に基づく目標値の設定

本計画では、国の計画での基本指針・成果目標をふまえ、障害のある人の地域生活移行や就労支援等に関する目標について、最終年度（令和8年度）における目標値を以下のように設定します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針に基づき、令和8年度末における地域生活移行者数（地域生活移行をする者の数をいう。以下同じ。）を4人、令和8年度末の福祉施設の入所者削減数を4人、入所者数を61人と設定し、住まいへの移行ニーズに対応できるよう支援します。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

#### ■市の目標

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数（A）	65人	令和4年度末時点の実績
【目標値】地域生活移行者数	4人	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所者数の6%以上を地域生活に移行
	6.2%	
【目標値】施設入所者の減少	4人	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所者数の5%以上削減
	6.1%減	
令和8年度末時点の施設入所者数	61人	

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことが国の成果目標として掲げられています。本市では、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めています。

### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築

### ■市の目標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	人	20	20	20
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	人／月	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人／月	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人／月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人／月	15	20	25
精神障害者の自立生活援助	人／月	2	2	2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	3	4	5

項目	方針	令和6年度
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳未満利用者数）	9人	広島県が算定した本市の令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳以上利用者数）	6人	

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 地域生活支援拠点等の充実

国の基本指針では、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等を確保するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築が求められています。

本市では、市と関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の面的整備を進めており、今後は、その機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討を行います。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等をふまえ運用状況の検証・検討を行うこと

#### ■市の目標

項目	数値	備考
令和8年度末時点での地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	地域生活支援拠点等の機能の充実を図る
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回	自立支援協議会において、年1回、地域生活拠点等の運用状況を検証するとともに、必要な機能充実に向けて検討を行う
コーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターの配置による効果的な支援体制を整備する

#### ② 強度行動障害のある人に対する支援体制の充実

国の新規の指針として、強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが求められており、本市においても検討を進めていきます。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

#### ■市の目標

自立支援協議会を活用して、支援ニーズを把握のうえ、支援体制の整備に向けた取組を検討します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

本計画では国の基本指針に基づき、就労移行支援事業所などの福祉施設から、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を5人と設定します。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・一般就労への移行者数：令和3年度末の実績の1.28倍以上

##### ■市の目標

項目	数値	考え方
令和3年度末の一般就労への移行者数 (A)	5人	令和3年度末時点の実績
一般就労への移行者数	10人 (A) × 2.0倍	令和8年度末までに(A)の実績の1.28倍以上を一般就労へ移行

##### ② 就労移行支援

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度中の就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者数を下表のとおり設定します。

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・就労移行支援事業からの移行者数：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- ・令和8年度の就労継続支援A型からの移行者数：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
- ・令和8年度の就労継続支援B型からの移行者数：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- ・令和8年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

## ■市の目標

項目	数値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業からの移行者数 (A)	1人	令和3年度末時点の実績
令和8年度の就労移行支援事業からの移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
	(A) × 2.0 倍	
令和8年度の就労継続支援A型からの移行者数 (B)	0人	令和3年度末時点の実績
令和8年度の就労継続支援A型からの移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上
	(B) × 1.29 倍以上	
令和8年度の就労継続支援B型からの移行者数 (C)	4人	令和3年度末時点の実績
令和8年度の就労継続支援B型からの移行者数	6人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
	(C) × 1.5 倍	
令和8年度の就労移行支援事業数(a)	2事業所	
(a)のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数(b)	2事業所	令和8年度において一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
	10割	(b)/(a)

## ③ 就労定着支援

【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

## ■市の目標

項目	数値	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数 (C)	0人	令和3年度末時点の実績
就労定着支援事業の利用者数	2人	就労定着支援事業所数(C)の1.41倍以上が利用
	(C) × 1.41 倍	

項目	数値	考え方
市内の就労定着支援事業所数 (D)	1事業所	令和3年度末時点の実績
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所	1事業所	計画期間中に新たに設置された場合を想定
	100%	

## (5) 障害のある児童支援の提供体制の整備等

### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターを1か所以上設置するとともに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

本市には児童発達支援センターは未設置となっています。発達障害の増加をふまえ、センターの確保の検討を含め、相談支援体制の強化を図っていきます。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害のある児童の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

#### ■市の目標

項目	数値	備考
令和8年度末時点での児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置する
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	構築	令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する

### ② 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針に基づき、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに1事業所確保しています。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村または圏域に1か所以上

#### ■市の目標

項目	数値	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	1事業所	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針に基づき、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はまだ未配置ですが、今後のコーディネーターの配置を含めた支援体制を強化し、機能の充実を図ります。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・各市町村または圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置

#### ■市の目標

項目	数値	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

### （6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、各市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置、また、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めていくことを目標として掲げています。

本市には基幹相談支援センターは未設置となっています。今後は相談支援事業のニーズが拡大することをふまえ、センターの確保の検討を含め、相談支援体制の強化を図っていきます。

#### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

#### ■市の目標

項目	数値
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における個別事例の検討の実施回数【新規】	2回
協議会の参加事業者・機関数【新規】	10機関
専門部会の設置【新規】	設置
専門部会の実施回数【新規】	2回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が必要とするサービスを適切に提供していくための体制を市町村で構築することを掲げています。

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加や障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を活用し、事業所や市で共有する体制の構築に取り組めます。

また、指導監査の結果を関係自治体と共有する体制を構築し、障害福祉サービス等の質を向上を図ります。

### 【国の成果目標（令和8年度末の目標）】

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

### ■市の目標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	回	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有体制の確保	有無	有	有	有
指導監査結果の関係自治体との共有回数	回	1	1	1

### 3 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保方策

本計画では、国の計画での成果指標をふまえ、障害のある人の地域生活移行や就労支援等に関する目標について、最終年度（令和8年度）における目標値を以下のように設定します。

#### （1）訪問系サービス

障害のある人が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、自宅等を訪問し、日常生活上の介護等を行うサービスです。

第6期計画において、地域移行の推進や医療的ケア児への支援などをみすえ、サービス利用の増加を見込みましたが、実績は見込みを大きく下回っています。しかしながら、引き続きの地域移行の推進と医療的ケア児に対する支援など、今後もニーズは高まっていくと考えられます。

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理、洗濯等のサービスを行います。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,395	1372	1447	1,512	1,588	1,667
	人/月	122	118	115	130	140	150

※見込量の考え方：サービス利用量が増加傾向にあることや今後の在宅移行や医療的ケア児への支援の動向をふまえ、増加を見込みます。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護を必要とする人が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	7	4	4	6	7	8
	人/月	2	2	2	2	2	2

※見込量の考え方：利用人数の実績が近年、同程度となっているため、同様の傾向を見込みます。

### ③ 同行援護

移動が著しく困難な視覚障害のある人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	176	166	164	170	170	170
	人/月	11	11	12	12	12	12

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

### ④ 行動援護

重度の知的障害や重度の精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	64	77	101	90	100	110
	人/月	3	4	6	6	7	8

※見込量の考え方：利用実績が増加傾向にあることや今後の在宅移行への動向をふまえ、増加を見込みます。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	40	40	40
	人/月	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、利用に対応できる体制を確保します。

## (2) 日中活動系サービス

医療と常時介護を必要とする重度の障害のある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援サービスとして、「短期入所」を提供します。

このほか、障害のある人が自立した生活を送るために必要な「自立訓練」や、就労移行を促進するため、「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービスを提供します。

第6期計画において、生活介護と就労継続支援B型の見込み量を増加傾向に見込みましたが、実績は大きく上回っています。また、就労移行支援や就労定着支援は見込みに対して、実績は大きく下回っており、利用者の確保が課題となっています。

### ① 生活介護

常時介護が必要な人に、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な補助を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,531	2,512	2,657	2,750	2,850	2,950
	人/月	133	135	143	150	160	170

※見込量の考え方：利用実績が増加傾向であり、増加を見込みます。

### ② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な身体障害のある人が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、利用に対応できる体制を確保します。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的障害、精神障害のある人が対象となります。入浴、排せつ、食事等の生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	31	39	53	98	98	98
	人/月	2	2	4	5	5	5

※見込量の考え方：利用実績と今後の動向をみすえた数値を見込みます。

### ④ 就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象となります。一定期間、事業所における作業や企業における実習、適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	42	90	110	170	200	230
	人/月	2	6	8	10	13	15

※見込量の考え方：利用実績が増加傾向であり、今後の動向をみすえた数値を見込みます。

### ⑤ 就労継続支援（A型）

一般の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づき継続的な就労が可能な人が対象となります。就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	417	357	385	400	420	440
	人/月	20	18	19	20	21	22

※見込量の考え方：利用実績をふまえて、今後の動向をみすえた数値を見込みます。

## ⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援（A型）での就労が困難な人、また、就労移行支援を利用したが、雇用に結びつかなかった人などが対象となります。雇用契約は行わず、就労の機会や生産活動の場を提供し、就労に必要な知識の向上のために必要な訓練や支援を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日/月	2,361	2,308	2,433	2,500	2,550	2,550
	人/月	123	137	143	145	148	151

※見込量の考え方：利用実績が増加傾向であり、増加を見込みます。

## ⑦ 就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境の変化により、生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	2	3	5	7	9

※見込量の考え方：利用実績は少ないが、今後の一般就労への移行支援の動向をふまえた数値を見込みます。

## ⑧ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護が必要な人で、障害支援区分5以上の重症心身障害者等が対象となります。病院などへの入院による医学的管理の下、食事・入浴などの介護の提供、日常生活上の相談支援などを通して、身体能力や日常生活の維持、向上のために必要な介護、訓練等を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

## ⑨ 短期入所

居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人等が対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するもので、「福祉型」「医療型」の2種類があります。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型短期入所	人日/月	185	207	128	210	210	210
	人/月	13	14	14	15	15	15
医療型短期入所	人日/月	5	4	4	4	4	4
	人/月	1	1	1	1	1	1

※見込量の考え方：短期入所の受入体制が不十分である課題をふまえ、近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

### (3) 居住系サービス

障害のある人の自宅以外の生活の場として、グループホームや入所施設を提供します。また、施設に入所していた人などの地域生活を支援します。

第6期計画において、施設入所支援から地域移行の推進を図り、共同生活援助の利用は増加を見込み、施設入所支援の利用は減少を見込みました。共同生活援助の利用実績は見込みより下回っていますが、ニーズの高まりに加え、引き続き地域移行を推進するため、グループホームの設置を進める必要があります。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人などに、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、今後の地域移行への動向をみすえた数値を見込みます。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

知的障害や精神障害のある人などに対して、家事等の日常生活上の支援や相談支援、関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	55	56	65	67	69	71

※見込量の考え方：利用実績は増加傾向にあるが、ニーズに対応した受入れ体制の確保に努める必要があり、増加を見込みます。

### ③ 施設入所支援

主に生活介護、自立訓練、就労移行支援等を利用している人で、施設に入所している障害のある人に対し、夜間等において入浴、排せつ及び食事の介護、生活に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	59	65	65	59	58	57

※見込量の考え方：利用実績は増加傾向にあるが、ニーズに対応した受入れ体制の確保に努めるとともに、今後の動向をみすえた数値を見込みます。

### (4) 相談支援

障害福祉サービスを申請した障害のある人に対して、サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用がなされるようケアマネジメントを行うとともに、入所施設や医療機関等と連携し、障害のある人の意思決定や地域移行、自立に向けた支援を行います。

第6期計画において、計画相談支援の利用は増加を見込み、実績は概ね見込みとおりとなっています。今後も計画相談支援の利用は増加傾向にあると見込まれるため、相談支援事業所を増やすなど、相談支援体制の充実を図る必要があります。

#### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害のある人を対象に、サービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに見直しを行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	70	74	73	80	82	85

※見込量の考え方：利用実績は横ばいだが、利用ニーズは高く、今後の相談支援体制の強化をみすえ、増加を見込みます。

## ② 地域移行支援

福祉施設の入所者や精神科病院に長期入院している精神障害のある人などに対し、地域生活に移行するための住居の確保等に関する相談や援助を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、今後の地域移行への動向をみすえた数値を見込みます。

## ③ 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの支援を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、今後の地域移行への動向をみすえた数値を見込みます。

## 障害福祉サービスの見込量確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

- 障害のある人の地域生活を支える上で重要となる訪問系サービスについては、自立支援協議会を通じた積極的な情報提供により、サービスの質の向上に努めます。
- 特に居宅介護については医療的ケア児に対する支援のニーズが高まるなか、必要な人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。
- 高齢の障害者に対し、障害福祉サービスと介護保険制度に基づくサービス等が適切に提供されるよう、介護分野との連携の強化を図ります。

### (2) 日中活動系サービス

- 生活介護や就労継続支援B型では、地域生活する上での社会参加の場の一つとして活用するとともに、本人の適性にあった利用が実現できるよう、サービス提供内容の充実に努めます。
- 就労移行支援においては、定員に空きがあるなど、需要と供給のズレが生じています。一般就労を希望する障害のある人の就労に向けて、サービスに関する情報提供や利用促進を図ります。
- 障害者就労施設の工賃向上を図るため、各障害者就労施設等の取扱物品・役務等の取りまとめを行い、事業所の商品に関する情報発信や販路拡大を行います。
- 東部地域障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労に向けた支援、就労定着に向けた支援、離職後の支援など、利用者の状況に応じた支援につなぐことができるよう取り組みます。

### (3) 居住系サービス

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、介護者の高齢化などを背景にニーズが高まっており、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて新規参入の促進に努めます。
- 施設入所支援については、地域移行支援等を活用し地域生活への円滑な移行を図るとともに、必要とする人には安心して施設を利用できる体制の確保に努めます。

### (4) 相談支援

- 計画相談支援については、利用者の増加が見込まれるため、適切に相談対応できる体制の整備に努めます。
- 障害のある人が安心して生活ができるよう、障害福祉サービス等の積極的な情報発信を行いつつ、関係機関等と連携しサービス利用につながるよう取り組みます。
- 相談支援の負担が特定の事業者や相談員に偏らないよう、相談支援機能や相談員配置の充実に努めます。
- 障害の種別や地域の実情に応じたきめ細やかな支援を受けられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

## 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保方策

「地域生活支援事業」は、障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて柔軟な事業形態で市町村が実施するものです。これらの事業に対し、必要見込量を示します。

### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障害に対する理解を深める啓発等を実施します。本市では、障害者週間にあわせ「つなごうDay」を実施しています。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※見込量の考え方：これまでどおり理解促進・啓発につながる事業を実施します。

### ② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人とその家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

※見込量の考え方：実績を継続し自発的な取組を支援します。

### ③ 相談支援事業

#### 1) 障害者相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障害のある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

※見込量の考え方：これまでの実績を継続し必要な支援を行います。

#### 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※見込量の考え方：基幹相談支援センターは未設置だが、相談支援の機能強化を継続します。

#### 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活の支援を行います。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※見込量の考え方：地域移行への動向をふまえ、事業実施を進めます。

## ④ 成年後見制度利用支援事業 / 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。また、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する支援を行います。

## 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※見込量の考え方：利用実績がないが、今後の高齢化の進行をふまえて対応できる体制を確保します。

## ⑤ 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣や設置をすることにより、聴覚や言語機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の意思疎通支援を行います。

## 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	5	4	5	5	5	5
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

## ⑥ 日常生活用具給付等事業

### 1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子などの用具。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	2	10	10	10

※見込量の考え方：近年の利用実績は少ないが、ニーズをふまえた数値を見込みます。

### 2) 自立生活支援用具

障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活支援用具	件/年	6	2	4	5	5	5

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

### 3) 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅療養支援用具	件/年	14	1	15	20	24	28

※見込量の考え方：近年の実績と実際の状況をふまえ、増加を見込みます。

#### 4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害のある人（児童）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	10	16	20	25	30

※見込量の考え方：近年の実績の増加傾向をふまえた数値を見込みます。

#### 5) 排せつ管理支援用具

ストマ（人工肛門等）用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排せつ管理支援用具	件/年	1,122	1,112	1,012	1,200	1,250	1,300

※見込量の考え方：近年の実績と実際の状況をふまえ、増加を見込みます。

#### 6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害のある人の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

##### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	1	2	1	1	1	1

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

### ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進などを図ります。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	8	8	10	10	12	12

※見込量の考え方：近年の実績の増加傾向やニーズの高さをふまえた数値を見込みます。

### ⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	124	142	279	336	413	491
	人/月	65	68	46	74	77	80

※見込量の考え方：近年の実績の増加傾向やサービスへの利用意向の高さをふまえた数値を見込みます。

### ⑨ 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進を図ります。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：地域活動支援センター事業の実施を進めます。

## ⑩ 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等により、居宅において生活することが困難な障害のある人に、定額で住居を提供します。

## 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/月	1	1	1	1	1	1

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

## ⑪ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の活動支援や家族の就労支援、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を実施します。

## 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	日/月	174	158	161	164	164	164
	人/月	29	28	26	28	28	28

※見込量の考え方：近年の実績と同程度の傾向を見込みます。

## 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

- 障害のある人への差別や虐待を防ぐために、障害に対する市民の理解や認識を深めるため、広報紙や講演会・イベントの開催等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

### (2) 自発的活動支援事業

- 障害のある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができる場づくりを支援するため、障害者団体への補助支援を進めます。

### (3) 相談支援事業

- 相談支援事業については、引き続き事業内容の周知徹底を図るとともに、サービス提供事業者と連携して必要な相談支援を実施します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

- 障害のある人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることから、障害のある人やその家族、サービス提供事業者等に対し、本事業の啓発に努めます。

### (5) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者や要約筆記者を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保を図ります。

### (6) 日常生活用具給付等事業

- 利用希望者や希望内容の把握に努めるとともに、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

### (7) その他の事業（移動支援事業等）

- 障害のある人の自立のためには外出の機会や、外出のしやすさを確保することは重要であり、十分な見込量の確保に努めていきます。

## 5 障害児を支援するサービス等の必要量の見込みと確保方策

本計画では、障害のある児童の相談支援や通所支援等に関する目標について、最終年度（令和8年度）における目標値を以下のように設定します。

### （1）障害児相談支援

#### ① 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成します。通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。

第2期計画において、発達障害や発達障害の疑いがある子どもの増加にあわせ障害児相談支援の利用の増加を見込みました。実績は見込みを下回りましたが、今後も相談支援のニーズは増加することが見込まれるため、相談支援事業所の確保が必要です。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	48	56	53	62	65	70

※見込量の考え方：今後の相談支援のニーズの増加をふまえ、増加を見込みます。

## (2) 障害児通所支援

障害のある児童に対し、障害児通所支援により専門的な支援を行います。

### ① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別教育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

第2期計画において、発達障害や発達障害の疑いがある子どもの増加にあわせ児童発達支援の利用の増加を見込みました。実績は見込みを大きく下回りましたが、ニーズに対しサービス提供体制が十分でないことが要因と考えられます。今後も児童発達支援のニーズは増加することが見込まれるため、事業所の確保に取り組む必要があります。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	600	560	504	600	620	640
	人/月	81	79	68	90	95	100

※見込量の考え方：利用実績は減少傾向にあるが、今後の相談支援のニーズの増加をふまえ、増加を見込みます。

### ② 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練などを提供し、障害のある児童の自立を促進するとともに、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方を含めた放課後等の居場所づくりを行います。

第2期計画において、放課後等デイサービスの利用は大きく増加すると見込みました。実績は概ね見込みとおりとなり、さらに増加していくことが考えられ、事業所の確保に努める必要があります。また関係機関と連携し、サービスの質の向上や、利用の適正化に向けた取組が必要です。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	1,860	1,863	2,022	2,200	2,400	2,600
	人/月	166	186	201	221	239	257

※見込量の考え方：近年の実績の増加傾向やサービスへの利用意向の高さをふまえた数値を見込みます。

### ③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、特別支援学校など、障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

第2期計画において、保育所等訪問支援の周知とサービス提供体制の確保に努めました。実績は見込みより下回りましたが、利用が増えつつあり、今後もニーズが高まると見込まれるため、引き続きサービスの周知と提供体制の確保が必要となります。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	4	3	4	5	6	7
	人/月	4	3	4	5	6	7

※見込量の考え方：近年の実績とサービスへの利用意向の高さをふまえた数値を見込みます。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

利用実績がなく、また市内に指定を受けた事業所がない状況です。

#### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、利用ニーズに対応できる体制を確保します。

## ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、各機関との連絡調整を行います。

### 【実績と必要量見込み】

サービス名	単位	実績			計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援調整 コーディネーター数	人	0	0	0	1	1	1

※見込量の考え方：利用実績はありませんが、利用ニーズに対応できるコーディネーターを配置します。

## 障害児福祉サービスの見込量確保のための方策

- 障害児相談支援について、実施する事業所が増えるよう、各事業所に協力を求めるなど充実した提供体制の確保に向けた取組を図ります。
- 児童発達支援については、ニーズに対応できるサービス提供先の確保に努めます。
- 利用者が増加傾向にある放課後等デイサービスについては、適切な利用に向け、各機関と連携するように努めます。また、サービス内容や事業所の周知を進め、身近な地域での支援や障害特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。
- 医療的ケア児に対する対応については、医療、障害福祉、保育など関連する分野との連携した体制を構築するとともに、支援のための協議の場を設置します。

**(3) 子ども・子育て支援等****① 障害のある子どもなどの利用にかかる保育所等の見込み量**

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	60	60	60
認定こども園	人	0	0	0
放課後児童クラブ	人	60	60	60

**保育所等の見込量確保のための方策**

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもや何らかの支援を必要とする子どもが入所、利用を希望した際には、円滑な入所、利用ができるよう、受入れ体制の整備に努めます。
- 障害のある子ども等についての関係機関での情報共有や連携等、継続的な利用が可能となるよう支援体制の整備や保育の質の向上に努めます。
- 府中市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

## 6 発達障害者等に対する支援

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数の見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	人	6	6	6
実施者数	人	0	0	0

### 見込量確保のための方策

○保護者が子どもの特性を理解し、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、行動改善を行えるよう事業を実施していきます。

(2) ピアサポートの活動への参加人数の見込み量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	人	20	20	20

### 見込量確保のための方策

○障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートの活動を支援します。

---

## 第5章 計画の推進体制

---

# 1 計画の推進に向けて

## (1) 庁内推進体制の充実

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育等、庁内での連携のもとに推進していくことが必要です。

このため、関連部署及び関連機関との協議・調整を行い、連携・協力体制を充実していきます。

## (2) 住民の参画と協働による推進

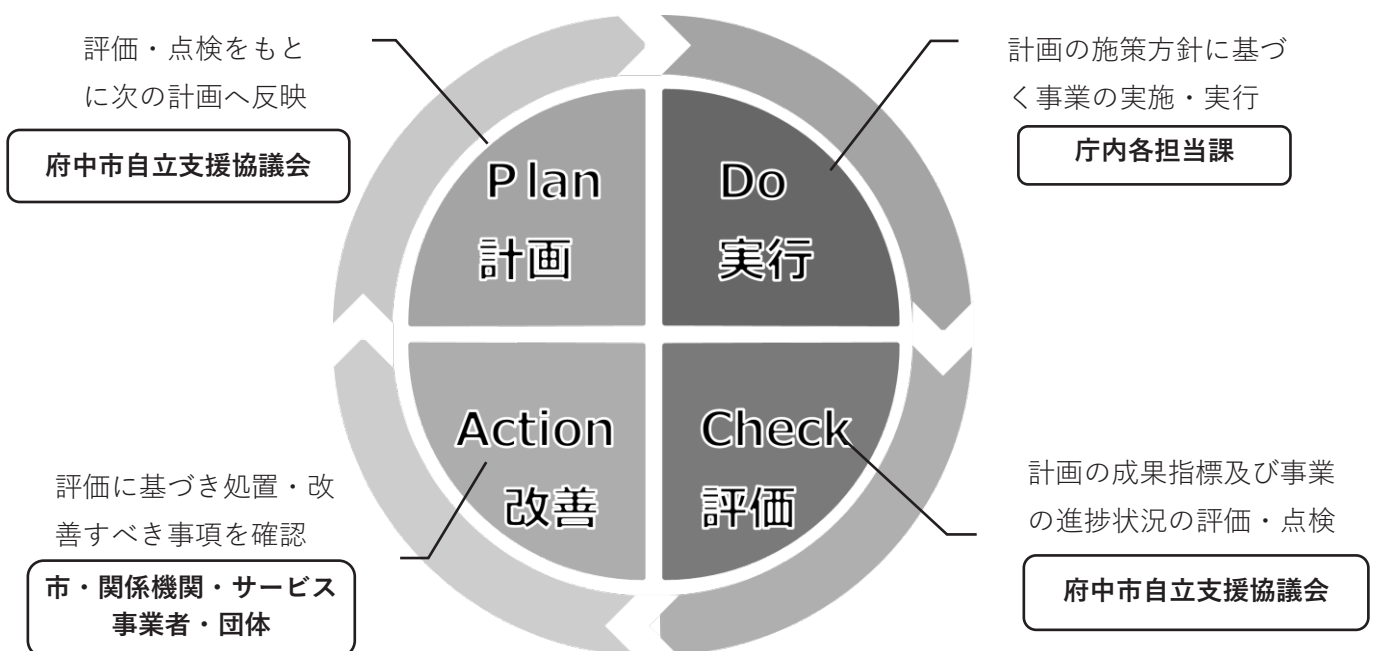
本計画は、障害のある人とともに暮らし、ともに支えあう共生社会の実現をしています。このため、計画の推進には市だけでなく、障害のある人やその家族、それを支えている個人や団体、事業所など多くの住民の協力と連携が必要です。

住民の参画と協働により計画を推進していくためには、本計画について住民に対し広く周知し、理解・支援への参画等の働きかけを行います。

# 2 計画の管理・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて府中市自立支援協議会等による計画の評価検証や関係機関との協議により「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処置・改善（Action）」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

## ■PDCA マネジメントサイクルに基づく計画の評価・点検



# 参考資料

## 1 計画策定経過

年月日	内容
令和5年8月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人へのアンケート調査の実施</li> <li>■企業へのアンケート調査の実施</li> <li>■市民へのアンケート調査の実施</li> <li>■関係団体へのアンケート調査の実施</li> </ul>
令和5年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和5年度第1回府中市自立支援協議会</li> <li>・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要について</li> <li>・計画骨子案について</li> </ul>
令和6年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和5年度第2回府中市自立支援協議会</li> <li>・府中市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について</li> </ul>
令和6年1月16日 ～1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメント（意見集約）の実施</li> </ul>

### ■府中市自立支援協議会委員名簿

氏名	所属
中山 博之	地方独立行政法人 府中市病院機構
田中 芳昭	府中商工会議所
橘高 則行	府中市身体障害者福祉協会
宮川 大二郎	府中地域障害者生活支援センター
木村 博文	社会福祉法人 静和会
和田 秀樹	社会福祉法人 すばる
清水 仁一郎	府中市社会福祉協議会
山田 資子	府中市役所

(令和6年3月現在)

## 2 語句解説集

用語	解説
<b>■ ア行</b>	
インクルージョン	「包含、包み込む」ことを意味し、介護や障害などの有無を問わず、すべての人が差別なく受入れられる社会のこと。
医療的ケア児	医学の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
<b>■ カ行</b>	
基幹相談支援センター	障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月から設置されることとなった施設のこと。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
強度行動障害	自分の体を叩く、異食行動、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、また他人を叩く、物を壊す、何時間も泣き続けるなど周囲の人の生活に影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
業務継続計画（BCP）	感染症や大地震などの災害が発生時に業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画。
合理的配慮	障害のある人が困っている時や障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、過度な負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。
<b>■ サ行</b>	
児童発達支援センター	地域の障害のある児童やその家族への相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。
重層的支援体制整備事業	社会福祉法の改正により創設された事業で市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。
情報アクセシビリティ	障害のある人や高齢者などあらゆる人が、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器やサービスを利用しやすくすることを目的とした取組のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害または精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理、日常生活上の法律行為（契約など）について、本人の権利を守る支援者（成年後見人など）を選任することで、本人を法的に支援する制度のこと。

用語	解説
<b>相談支援専門員</b>	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や全般的な相談支援を行う者。
<b>■ タ行</b>	
<b>地域共生社会</b>	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
<b>地域生活移行</b>	病院に長期入院をしている人や施設入所者が地域での在宅生活（グループホーム・自宅・福祉ホーム・公営住宅などの一般住宅）に戻ることに。
<b>地域生活支援拠点</b>	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。
<b>地域包括ケアシステム</b>	障害のある人や高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
<b>■ ナ行</b>	
<b>難病</b>	発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立されておらず長期の療養を必要とする希少な疾患。
<b>■ ハ行</b>	
<b>発達障害</b>	精神面・運動面の発達に障害があり、日常生活に支障があり、社会生活において支援が必要な場合などの特徴がみられる障害で、自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害・アスペルガー症候群等が代表される。
<b>パラスポーツ</b>	一般のスポーツをベースに障害の種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ、障害のある人のために考案されたスポーツ、障害の有無に関係なく、ともに楽しめるスポーツなどの総称。アダプテッド・スポーツともいう。
<b>バリアフリー</b>	障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。具体的には、段差の解消や手すりの設置のほか、道路の整備やスロープ、点字案内板の設置、点字ブロックの設置などがあげられる。
<b>ピアサポーター</b>	同じ悩みや障害を持つ仲間や同僚の自立支援を行うこと。ピアは、「仲間」「同僚」という意味を持つ。
<b>福祉避難所</b>	介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障がある方のために指定された避難所のこと。
<b>法定雇用率（障害者雇用率）</b>	障害者雇用促進法によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障害者、知的障害者または精神障害者の雇用が義務付けられている。

用語	解説
<b>■ マ行</b>	
<b>モニタリング</b>	サービス等利用計画や個別支援計画に沿い、利用者との面接をとおして、支援の状況を把握しその効果を評価すること。
<b>■ ヤ行</b>	
<b>ユニバーサルデザイン</b>	障害の有無、年齢、性別等に関わらず、はじめから誰もが使いやすく利用できる施設・製品・情報をデザインすること。
<b>■ ラ行</b>	
<b>ライフステージ</b>	人間の一生における乳幼児期・少年期・青年期・中年期・高齢期などのそれぞれの段階。

# 府中市第7期障害福祉計画・府中市第3期障害児福祉計画

---

令和6年3月発行

編集・発行 広島県府中市 健康福祉部福祉課地域生活係  
〒726-8601 府中市府川町 315  
Tel : 0847-43-7148 Fax : 0847-45-3206  
府中市ホームページ <https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>